

アメリカ合衆国
商標審査便覧(TMEP)
第600章 弁護士、代理人及び署名
2016年 4月

目次

- 601 標章所有者は有資格実務家を代理人とすることができる
 - 601.01 USPTO は弁護士の選択について助力できない
 - 601.02 弁護士を代理人とする出願人又は登録人との通信

- 602 商標事項に関して USPTO に対して業務を行う権原を与えられる者
 - 602.01 合衆国において業務を行う免許を得た弁護士
 - 602.02 非弁護士
 - 602.03 外国の弁護士及び代理人
 - 602.03(a) カナダ人弁護士及び代理人
 - 602.03(b) カナダ以外の国出身の外国人弁護士及び代理人
 - 602.03(c) 外国人弁護士又は代理人が提出した書類
 - 602.03(d) 国際登録の所有者の代理人
 - 602.03(e) 原出願における外国人弁護士の表示

- 603 行動標準

- 604 代理人の承認
 - 604.01 代理人として承認される3件の方法
 - 604.02 承認の存続期間
 - 604.03 弁護士の変更

- 605 委任状
 - 605.01 委任状の要件
 - 605.02 複数の出願又は登録に係る委任状
 - 605.03 副委任状
 - 605.04 登録後に提出された委任状

- 606 委任状の取消

- 607 記録上の弁護士の辞任

- 608 無許可の業務行為
 - 608.01 権原を有さない者による行為は許容されない
 - 608.02 USPTO に対する業務から除外され、保留され又はこれを許可されない個人

- 609 通信, with Whom Held
 - 609.01 通信宛先の設定
 - 609.01(a) § 66 (a) の出願における通信
 - 609.02 通信宛先の変更
 - 609.02(a) 推定による通信宛先の変更請求
 - 609.02(b) 通信宛先の変更請求に係る要件
 - 609.02(c) 登録前の通信宛先変更請求の処理
 - 609.02(d) 複数出願又は登録における通信宛先の変更
 - 609.02(e) 登録後の通信宛先の変更
 - 609.02(f) 所有者変更の記録後の通信
 - 609.03 出願人は現在の正確な通信宛先を維持する義務を負う
 - 609.04 合衆国に定住していない当事者との通信

- 610 合衆国に定住していない当事者による国内代理人の指定

- 611 合衆国特許商標庁に提出される通信の署名
 - 611.01 署名及び証明書
 - 611.01(a) 証明書としての署名
 - 611.01(b) 署名に係る要件
 - 611.01(c) 電子的に提出される書類の署名
 - 611.02 権限を有する当事者による署名の要件
 - 611.02(a) TEAS のチェック印欄
 - 611.03 署名するのに適正な者
 - 611.03(a) 真実宣言
 - 611.03(b) 応答, 出願の補正, 明示的放棄の請求, 最終指令の再検討請求及び分割請求
 - 611.03(c) 委任状及び委任状取消状
 - 611.03(d) 回復の申請
 - 611.03(e) 長官に対する申請
 - 611.03(f) 補正, 訂正又は登録の権利放棄
 - 611.03(g) 更新出願
 - 611.03(h) 国内代理人の指定及び取消
 - 611.03(i) 出願書類又は登録証中の通信宛先の変更請求
 - 611.04 権限を有する及び権限を有さない可能性がある署名者の例
 - 611.05 出願人又は出願人の指定弁護士以外の者によって署名された書類の処理
 - 611.05(a) 応答に署名する者の権限が不明確なときの不完全応答の通知
 - 611.05(b) 不完全応答の通知に対する回答
 - 611.05(c) 不十分な応答又は応答の不履行
 - 611.06 一定の法人組織体を拘束する法的権限を有する者に関する指針
 - 611.06(a) 共有者
 - 611.06(b) パートナーシップによる署名

- 611.06(c) 合併事業による署名
- 611.06(d) 株式会社による署名
- 611.06(e) 外国会社による署名
- 611.06(f) 法人格のない社団
- 611.06(g) 有限責任会社による署名
- 611.06(h) 有限責任パートナーシップによる署名

601 標章所有者は有資格実務家を代理人とすることができる

標章所有者は、出願を遂行するか若しくは登録を維持するに当たり、自己を代理することができ又は特許規則 § 11.14に基づき商標事件において業務を行う権原を与えられた有資格実務家を代理人とすることができる。商標規則 § 2.11, § 11.14(e)。TMEP § 602から § 602.03(e)まで参照。

601.01 USPTO は弁護士を選択について助力できない

USPTOは、有資格実務家の選択について助力できない。

商標規則 § 2.11

出願人又は登録人が出願の遂行又は登録の維持に係る手続に慣れておらず、USPTO職員が与えることを許容されているよりも詳細又は技術的な助力を必要としていることが明らかである場合は、USPTO職員は、商標事項に詳しい弁護士を雇用することが望ましいかもしれない旨を示唆することができる。次に掲げるのは、庁指令において用いることが可能な言い回しである。その出願の技術面にかんがみて、商標弁護士を雇った方がいいかもしれない。合衆国特許商標庁は、弁護士を選択について助力できない。

商標規則 § 2.11

601.02 弁護士を代理人としている出願人又は登録人との通信

商標規則 § 2.18(a) (7)

庁は、出願人又は登録人の代理人として本章 § 11.14に基づく有資格の実務家を承認した場合は、その有資格実務家又は同一の事務所に属する他の有資格実務家のみと連絡を取りかつ業務を行うものとする。庁は、出願人若しくは登録人と又は他の事務所に属する他の有資格実務家と直接業務を行わないものとするが、出願人又は登録人が § 2.19(a)に基づく委任状取消状及び／又は § 2.17(c)の要件を満たす新規の委任状を提出した場合はこの限りでない。通信宛先の変更請求書は、委任状を取り消すものではない。

出願人又は登録人が有資格実務家を代理人としている場合は、USPTOは、当該代理関係が終了しない限り、その有資格実務家のみと業務を行うものとする。商標規則 § 2.18(a) (7)。出願人又は登録人が当該の出願又は登録に関してUSPTOと接触した場合は、当該の出願人又は登録人は、USPTOは有資格実務家とのみ業務を行う旨を通知されるものとする。USPTO職員は、出願又は登録の記録並びに登録の取得及び維持に係る手続についての一般的な質問に答えることはでき、かつ、USPTOのウェブサイト上で公衆が利用可能な情報について出願人又は登録人の注意を喚起するよう進められている。公衆からの一般的な照会に関してTMEP § 1805参照。

出願人又は登録人は、審査官の補正又は通信宛先の変更を許可してはならず、また、USPTOは、登録されている有資格実務家が存在する場合は、出願人又は登録人が署名した応答又は補正を受理しないものとする。商標規則 § 2.18(a) (7)参照。USPTOに提出された書類の署名に関して、TMEP § 611から § 611.06(h)まで参照。

出願人又は登録人は、有資格実務家の出願人又は登録人を代理する権原を取り消すことができる。商標規則 § 2.19(a) (1)。委任状を取り消すことを希望する出願人又は登録人は、商標電子出願制度（「TEAS」）により取消状を提出するよう奨励されなければならない。

委任状の取消に関してTMEP § 606参照。

弁護士の変更に関してTMEP § 604.03, 代理人としての承認期間に関してTMEP § 604.02 及び委

員会の下での手続の当事者の代理関係に関して TMEP § 114から § 114.08までを参照のこと。

602 商標事項に関して USPTO に対して業務を行う権原を与えられる者

商標規則 § 2.17(a) 商標事件に関して業務を行う権原。

本章 § 11.14 に基づいて業務を行う資格を有する個人のみが、出願人、登録人又は商標事件に関して庁に対する手続の当事者を代理することができる。

商標規則 § 11.14 商標その他の非特許事項に関して庁に対する業務を行うことができる個人。

(a) 弁護士。§ 11.1 で定義されている弁護士である個人は、商標その他の非特許事項に関し、庁に対して他人を代理することができる。弁護士は、商標その他の非特許事項に関し、庁に対して業務を行うために登録又は承認を申請することを要しない。

特許有資格実務家としての登録それ自体は、個人が商標事項に関し、庁に対して業務を行う権原を与えるものではない。

(b) 非弁護士。弁護士でない個人は、商標その他の非特許事項に関して業務を行うことを認められないが、ただし、弁護士でない個人であって、1957年1月1日前に本章に基づき商標事項に関して庁に対して業務を行うことを認められていたものは、商標事項に関し庁に対して引き続き業務を行う代理人として認められるものとする。前の文に規定される場合を除き、特許代理人としての登録自体は、商標事項に関し庁に対して業務を行う権原を個人に与えるものではない。

(c) 外国人。合衆国の居住者でない外国人弁護士又は代理人であって、(f) に基づく相互承認を求める申請書を提出し、かつ、その者が居住しかつ業務を行っている国の特許又は商標官庁において登録されているか又は優良な状態にありかつ良好な道德観念及び評判を有することを OED 長官が得心するように証明するものは、商標事項の提示及び手続遂行に関し庁に対して前記の国に所在する当事者を代理するという限定された目的で承認することができる。ただし、庁に対し商標事項に関して業務を行うことを許可されている者に対し、前記の国の特許又は商標官庁が実質的に相互主義的特典を許容することを条件とする。本段落に基づく承認は、本段落に定める条件が妥当する期間中に限り継続する。

(d) 本条に基づく個人の承認は、何らかの行為であって、その実行が当該法域において許可されない法慣行とみなされるものを容認し又は許可するものと解してはならない。

(e) 本条の (a)、(b) 及び (c) に定める以外の個人は、依頼人の代理として、商標事項に関し庁に対して業務を行うことを認められない。如何なる個人も、商標その他の非特許事項に関して、自らのために出頭することができる。如何なる個人も、次に掲げるもののために、商標事項に関して出頭することができる。

(1) 自己が構成員である事務所、

(2) 自己がパートナーであるパートナーシップ又は

(3) 自己が幹部でありかつ自己が代理する権原を有する会社又は組合

ただし、かかる事務所、パートナーシップ、会社又は組合が庁に係属中の商標手続の当事者である場合に限る。

(f) 相互承認の申請。(c) に基づく相互承認を求める個人は、(c) の規定を満たす証拠を提示することに加え、OED 局長に対し、書面により相互承認を申請し、かつ、本条の § 1.21 (a) (1)

(i) により要求される申請手数料を納付しなければならない。

商標規則 § 11.14 に基づいて業務を行う資格を有する個人は、USPTO に対し、商標事項に関して出願人又は登録人を代理することができる。商標規則 § 2.17(a)。商標規則 § 11.14 に基づ

き、次の個人のみが、商標事件において出願人又は登録人を代理することができる：
商標規則 § 11. 1に定義される弁護士（すなわち、合衆国の州の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある弁護士）、
カナダ人特許代理人であって、USPTOの登録懲戒局（「OED」）に登録されており、かつ、カナダに所在する当事者を代理するとの限定的な目的で、商標規則 § 11. 6(c)に基づく特許代理人として優良な状態にあるもの、
カナダ人弁護士又は代理人であって、商標規則 § 11. 4(f)に従い、カナダに所在する当事者を代理するとの限定的な目的で、登録懲戒局長（「OED局長」）から承認を受けているもの、又は弁護士ではないが、1957年1月1日前に商標事件に関し USPTOに対して業務を行っていたと認められた個人
カナダ人弁護士及び代理人に関して TMEP § 602. 03(a)並びに委員会の手続の当事者の代理に関して TBMP § 114から § 114. 08までを参照のこと。

602. 01 合衆国において業務を行う免許を得た弁護士

合衆国の州（コロンビア特別区及び合衆国のコモンウェルス又は準州を含む）の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある構成員である弁護士は、商標事項に関し、USPTOに対して業務を行うことができる。商標規則 § 2. 17(a)、§ 11. 1(弁護士及び州の定義)、§ 11. 14(a)。USPTOに対して業務を行うための承認を求める申請は不要である。USPTOは、適格性に係る審査を行わず、また、商標事件において業務を行うことができる合衆国弁護士の登録簿を備えない。商標規則 § 11. 14の要件を満たす弁護士であって、商標規則 § 2. 17(c)に従って委任状を提出し、自ら出頭し、また、出願人又は登録人の代理として書類に署名するものは、当該の出願人又は登録人の代理人として受け入れられる。商標規則 § 2. 17(b)。有資格実務家はまた、出願において記録上弁護士と認められる場合は、出願が出願人により署名されていたとしても、出願人の代理人として承認され得る。弁護士からの電話は、商標規則 § 2. 17(b)の「出頭」の要件を満たさない。法律事務所ではなく、個人のみが、出願人又は登録を代理するものとして認められることができる。一般に、委任状に明示されていない弁護士は、電話によってUSPTOと業務について話し合うことはできるが、業務を完結することはできない。ただし、記録上の弁護士と同一の合衆国の事務所に属する弁護士が、特定の出願又は登録に関して業務を行うこと及び補正を承認することを記録上の弁護士から許可されている旨を主張する場合は、USPTO は、その弁護士に対し業務を完結することを許可し、かつ、その事実をそれに起因する審査官の補正、優先指令又は序指令において注記するものとする。商標規則 § 2. 18(a)(7)。

602. 02 非弁護士

商標規則 § 2. 17(f) 非法律家。

非法律家は、本章 § 11. 14(b)に記載されている限定的な事情における場合を除き、代理人として行動することはできない。本章 § 11. 14(b)の要件を満たす非法律家が出願、登録又は手続に関して何らかの種類の措置を取る前に、出願人、登録人若しくは手続の当事者又は出願人、登録人若しくは当事者（たとえば、会社幹部若しくは合名会社の無限責任社員）を拘束する法的権原を有する者により署名された権限授与書が提出されなければならない。

商標規則 § 11. 14(b) 非法律家。

弁護士でない個人は、商標その他の非特許事項に関し、庁に対して業務を行うことを認められないが、ただし、弁護士でない個人であって、1957年1月1日前に本章に基づいて、商標事項に関し、庁に対して業務を行うことを認められていたものは、商標事項に関し、庁に対して業務を継続する代理人として認められるものとする。前の文に規定されるところを除き、特許代理人としての登録は、それ自体では、商標事項に関し、庁に対して業務を行う権原を与えるものではない。非弁護士は、商標規則 § 11. 14 (b) に定められ、上に記載されている限定的な事情の下でしか業務を行うことを許されていない。5U. S. C. § 500 (b), (d) ; 商標規則 § 17 (f), § 11. 14 (e)。

許可されない業務に関して TMEP § 608. 1 及び USPTO に提出される書類の署名に関して TMEP § 611 から § 611. 06 (h) までを参照のこと。

602. 03 外国の弁護士及び代理人

商標規則 § 11. 14 (c) 外国人。

合衆国の居住者でない外国人弁護士又は代理人であって、本条 (f) に基づく相互承認を求める申請書を提出し、かつ、OED 局長が得心するように、自己が居住し業務を行う国の特許又は商標官庁において登録されているか又は優良な状態にあり、かつ、良好な道德観念及び評判を有していることを証明するものは、商標事項の提示及び手続遂行に関し、庁に対して、その国に所在する当事者を代理するとの限定的な目的で認めることができる。ただし、その国の特許又は商標官庁が、商標事項に関し、庁に対して業務を行うことを許容されている者に実質的に相互主義的な特典を認めることを条件とする。本段落に基づく承認は、本段落に定める条件が妥当する期間中に限り継続するものとする。

商標規則 § 11. 14 (f) 相互承認申請。

本条 (c) に基づく相互承認を求める個人は、(c) の規定を満たす証拠を提示することに加え、OED 局長に対して相互承認を書面により申請しなければならず、かつ、本款 § 1. 21 (a) (1) (i) により要求される申請手数料を納付しなければならない。

一般に、商標規則 § 11. 1 に定義される弁護士のみが USPTO に対して出願人又は登録人を代理することができる。5 U. S. C. § 500 (b) 及び (d) ; 商標規則. § 2. 17 (a), § 11. 14 (a), (e)。きわめて限定的な事情において、カナダ知的所有権庁において登録されているか又は優良な状態にあるカナダ人代理人又は弁護士は、カナダに所在する当事者を代理するために、相互承認を求める申請を提出することができる。商標規則. § 2. 17 (e), § 11. 14 (c), (f)。カナダ人弁護士及び代理人に関する TMEP § 602. 03 (a) 参照。

外国人弁護士又は代理人は、その外国人弁護士が居住しかつ業務を行う国に所在する当事者を代理することを認められ得る。ただし、次のことを条件とする。

(1) その者が相互承認を書面により OED 局長に求めかつ 商標規則. § 1. 21 (a) (1) (i) により要求される手数料を納付し、

(2) その者が、自己が居住しかつ業務を行う国の特許又は商標官庁において登録されているか又は優良な状態にありかつ良好な道德観念及び標売を有することを OED 局長が得心するように証明し、かつ

(3) 当該外国の特許又は商標官庁が、USPTO に対して業務を行うことを許容されている者に対して実質的に相互的な特典を認めること

商標規則. § 11. 14 (c), (f)。相互承認申請は、商標事項に関し、USPTO に対して業務を行う

前に提出されかつ承認されなければならない。外国人弁護士又は代理人は、OED局長により承認される前は、商標事項に関し、USPTOに対して業務を行ってはならない。商標事項に関するUSPTO に対する業務行為には、商標登録に関して出願の準備を行いかつ手続を遂行すること、またその他の態様により USPTOに対する手続の当事者を代理することが含まれる。商標規則. § 11.5(b)(2)。OED局長は、書面による通信の方式によってのみ承認を与える。商標事件に関し、USPTOに対して業務を行うことを承認されていない外国人弁護士又は代理人は、USPTOに対して当事者を代理する前に、承認を申請し取得するための十分な時間をみななければならない。現在のところ、上記の規準を満たすとして承認され得る外国人弁護士又は代理人は、カナダ知的所有権庁において登録されているか又は優良な状態にある弁護士又は代理人に限られている。カナダ人弁護士及び代理人に関してTMEP § 602.03(a)参照。

602.03(a) カナダ人弁護士及び代理人

商標規則 § 2.17 (e)カナダ人弁護士及び代理人。

(1) § 11.6(c)に基づいて特許代理人として登録されかつ良好な立場にあるカナダ人特許代理人は、商標事項に関し、庁に対して、カナダに所在する当事者を代理することができる。

(2) カナダ知的所有権庁において登録されているか又は優良な状態にあるが、§ 11.6(c)に基づく特許代理人として登録されていないカナダ人弁護士又は代理人は、カナダに所在する当事者を代理することができるが、ただし、本章 § 11.14(f)に従い、そうすることを登録懲戒室長により許可されていることを条件とする。

カナダ人弁護士又は代理人は、次の場合に限り、カナダに所在する当事者を代理することができる。

(1) その者が USPTO に登録されており、かつ、商標規則. § 11.6(c)の下で優良な状態にあること、又は

(2) その者が 商標規則. § 11.14(c)に基づいてOED局長による承認を求めて申請書を提出しかつ承認を得ること。商標規則. § 11.14(c)に基づいて承認されるためには、個人は、申請書を提出し、かつ、USPTO に対して当事者を代理する前に 商標規則. § 1.21(a)(1)(i)により要求される手数料を納付しなければならない。申請書は、当該個人が 商標規則. § 11.14(c)の要件を満たしていることの証拠を含まなければならない、また、宛先を「OED Director, Mail Stop OED, Director of the U. S. Patent and Trademark Office, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450」としなければならない。

商標規則. § 2.17(e)。

カナダ人弁護士又は代理人は、一旦OEDに承認されたときは、カナダに所在する当事者に限り代理することができる。商標規則 § 2.17(e)(1)。従って、その者は、USPTOに対して、合衆国又はその他の外国に所在する当事者を代理することはできない。たとえば、その者は、カリフォルニア州に居住しかつカナダにおける郵便宛先を利用できるカナダ国民を代理することはできない。カナダ人弁護士又は代理人が商標事項においてある当事者の代理人として選任されるか又は行動する場合は、USPTO職員は、たとえその弁護士又は代理人がTEASを通じて書類を提出し、かつ、自己がOEDにより承認を受けた権限を有するカナダ人弁護士又は代理人であることを示す欄にチェック印を付けているとしても、その者がOEDにより承認を受けていることを確認しなければならない。TEASのチェック印の欄に関するTMEP § 611.02(a)参照。

OEDは、承認されたカナダ人弁護士又は代理人及び登録されたカナダ人特許代理人の統合一覧

を備えるものとし、その一覧は、USPTOの部内コンピューターネットワークでのみ利用可能である。

USPTO職員は、当該カナダ人弁護士又は代理人がOEDにより承認されていることを確認した後、記録のファイルに適切な注記を付さなければならない。その者がOEDにより承認されていなかった場合は、USPTOは、その者が提出したすべての書類を、権原を有さない者が提出した書類として扱うものとする。かかる書類の処理に関する情報について、TMEP § 611.05から § 611.05(c)までを参照のこと。商標規則 § 11.6(c)又は § 11.14(c)の要件を満たしていない個人が出願人又は登録人を代理することにより広汎な無許可活動に従事していることをUSPTO職員が疑う場合は、当該職員は、その件について商標審査政策副長官室の商標政策手続管理官（「管理官」）の注意を喚起しなければならない。

602.03(b) カナダ以外の国出身の外国人弁護士及び代理人

カナダ以外の外国において居住しかつ業務を行う外国人弁護士又は代理人であって、合衆国の州の最高裁判所の弁護士団において優良な状態にある構成員でないものは、自己が商標規則 § 11.14の要件を満たしていることを証明しない限り、USPTOに対して業務を行うことはできない。5 U.S.C. § 500(b), (d)。かかる弁護士又は代理人であって、商標事項に関して当事者を代理しようとするものに対しては、その者は相互承認を求める申請書をOEDに提出しかつ商標規則 § 1.21(a)(1)(i)により要求される手数料を納付しなければならない旨、前記申請書は、USPTOに対して当事者を代理する前に提出し、承認されなければならない旨並びに当該申請書は、当該弁護士又は代理人はそれらが居住している国の外国特許又は商標官庁において優良な状態にあること、当該弁護士又は代理人は良好な道德観念及び評判を有すること並びに前記外国特許又は商標官庁が合衆国の弁護士に対し実質的に相互的権利を与えることをUSPTO長官が認めていることの証拠を含まなければならない旨を通知しなければならない。商標規則 § 11.14(c), (f)。

602.03(c) 外国人弁護士又は代理人が提出した書類

商標規則 § 11.14に基づいてUSPTOに対して業務を行うことを許可されていない外国人弁護士又は代理人は、USPTOから通信を受領してこれを出願人又は登録人に送付することができる。ただし、外国人弁護士又は代理人は、出願書類、応答、登録後の維持目的の書類若しくはUSPTOに提出すべきその他の書類を作成すること、庁指令に対する応答に署名すること又は審査官の補正及び優先指令書の発出を許可することはできない。書類を作成すること、出願に対する補正を許可すること及び要求又は拒絶に対して法的応答主張を提出することは、すべて、商標事項に関する当事者の代理行為の例である。商標規則 § 11.5(b)(2) ; TMEP § 608.01参照。商標規則 § 11.14(c)の要件を満たさない外国人弁護士又は代理人が、商標事項に関する当事者の代理人として選任されたか又は行動する場合は、USPTOは、当該弁護士又は代理人から提出されたすべての書類を、権原を有さない当事者から提出された書類として扱い、かつ、TMEP § 611.05から § 11.05(c)までに定める手続に従うものとする。

602.03(d) 国際登録の所有者の代理人

商標法第66条(a), 15 U.S.C. § 1141f(a)に基づく出願又は登録保護拡張の場合は、世界知的所有権機関の国際事務局（「IB」）から伝達された出願人の選任代理人は、記録上の通信宛

先のみとみなされる。合衆国外に宛先を有する個人が出願人の通信の目的での選任代理人とされた場合は、当該個人は、商標規則 § 11.14に基づくその資格が更に明確にされない限り、出願人の弁護士又は有資格実務家としてUSPTOに認められないものとする。商標法第66条(a)の出願に係る通信に関してTMEP § 609.01(a)を、USPTOに提出された書類の署名に関してTMEP § 611から § 611.06(h)までを参照のこと。

602.03(e) 原出願における外国人弁護士の表示

新規の出願において弁護士又は代理人が合衆国外の宛先で特定されて（たとえばTEAS様式の「弁護士」欄に外国の宛先が記載されて）おり、審査官が何らかの拒絶及び／又は要求に関する庁指令を発出しなければならない場合は、当該通知書には、その者は、商標規則 § 11.14の要求を満たさない限り、商標事項に関し、USPTOに対して業務を行うことを許可されず、かつ、その特定の商標出願に係る出願人を代理することはできない旨、また、その者に対する如何なる委任状も当初から無効である旨の注意を含めなければならない。庁指令は、原出願に明示された記録上の通信宛先に送付されなければならない。特定された個人が、自己は合衆国外の宛先を有する有資格弁護士（たとえば、合衆国の州の最高の裁判所の弁護士団において優良な状態にある構成委員）であることを証明できる場合は、その者は、商標規則 § 11.1, § 11.14 (a), (c)にいう有資格実務家であるものとする。庁指令が必要でない（すなわち、出願がその他の理由で公告又は補助登録簿での登録の承認を受けるのに適格である）場合は、USPTOの職員は、USPTOデータベースの「弁護士」の分野に当該特定個人を含めないよう留意しなければならない。当該通信宛先は、変更されてはならない。合衆国に住所を有さない当事者との通信に関する TMEP § 609.04参照。

603 行動標準

商標規則 § 11.15

有資格実務家の承認拒絶。庁に出頭することを許可されている有資格実務家は、本部の規定に従って、保留、排除又は譴責の対象とされることがある。本部に基づいて保留又は排除の対象とされた有資格実務家は、保留又は排除されている間、特許、商標又はその他の非特許事項に関し庁に対して業務を行ってはならない。

連邦行政命令集第37編第11部は、USPTOに対する他人の代理行為に関係している。

第11部は、USPTOに対して業務を行うことができる個人を特定かつ定義し、調査及び懲戒手続に関する手順を記載し、かつ、専門職の行動及び責任に係る規則を定める。

604 代理人の承認

604.01 代理人として承認される3件の方法

商標規則 § 2.17(b)

(1) 代理人としての有資格実務家の承認。商標事件における代理人として承認されるために、本章 § 11.14に基づいて資格を有する実務家は、次のことをすることができる。

(i) 本条(c)の要件を満たす委任状を提出すること

(ii) 出願人、登録人又は手続の当事者であって、本章 § 11.14に基づいて資格を有する他の事務所に属するものにより既に代理されていないものの代理として書類に署名すること、又は

(iii) 出願人、登録人又は手続の当事者であって、本章 § 11.14に基づいて資格を有する他の事務所に属するものにより既に代理されていないものの代理として自ら出頭すること

(2) 代理行為授權証明書としての署名。本章 § 11.14に基づいて資格を有する実務家が、本条(b)に従って自ら出頭し又は書類に署名するときは、その者の自らの出頭又は署名は、その者が代理として行動している者又は組織体を代理することを許可されている旨の庁に対する表示となる。庁は、代理の資格で行動する権原の更なる証拠を要求することができる。代理人として承認されるために有資格実務家は、次のことを実施するものとする。

- ・ 個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名された委任状を提出すること
- ・ 出願人若しくは登録人であって、異なる事務所の有資格実務家により未だ代理されていないものの代理として書類に署名すること、又は
- ・ 出願人若しくは登録人であって、異なる事務所に属する有資格実務家により未だ代理されていないものの代理として自ら出頭すること

商標規則 § 2.17(b)。外国人弁護士又は代理人であって、商標規則 § 11.14(c)に従って OED局長により承認されていないか又は 商標規則 § 11.6(c)に従って特許代理人として登録されていないものは、代理人として承認してはならない。

一般に、有資格実務家は、異なる事務所に属する他の有資格実務家が先に選任されていない限り、商標事件に関して委任状を提出すること又は特別の権原を取得することを要しない。出願人又は登録人の代理として自ら出頭し又は書類に署名する有資格実務家は、当該の出願人又は登録人の代理人として受け入れられるものとする。商標規則 § 2.17(b)(2)。(有資格実務家は、当該出願に関して記録上の弁護士として確認されている場合は、出願が出願人により署名されていても、出願人の代理人として承認され得る。)。有資格実務家からの電話も電子メールも、商標規則 § 2.17(b)の「出頭」の要件を満たさない。ただし、庁指令の発出後ただし応答の前においては、有資格実務者は、自己は出願人を代理している旨を陳述しかつ自己が記録上の弁護士であることを表示するべく庁の記録を更新するよう請求する署名済みの書類を記録用に提出することにより、出頭の要件を満たすことができる。

商標規則 § 2.17(b)の要件を満たさない個人は、代理人として承認されず、かつ、応答に署名し又は出願の補正を許可することができない。かかる書類への署名に関して TMEP § 611.03(b)参照。一旦USPTOが有資格実務家を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、USPTOは当該有資格実務家又は同一の合衆国の事務所に所属する他の有資格実務家とのみ連

絡を取りかつ業務を行うものとする。USPTOは、出願人若しくは登録人又は異なる事務所に所属する他の有資格実務家とは直接には業務を行わないものとする。ただし、出願人若しくは登録人が新規の委任状を提出し若しくは先の委任状を取り消し、又は先に承認された有資格実務家が辞任の請求を提出したときはこの限りでない。商標規則 § 2.17(c)(2), § 2.18(a)(7), § 2.19。承認の存続期間に関してTMEP § 604.02, 副委任状に関して § 605.03, 委任状の取消に関して § 606及び記録上の弁護士に辞任に関して § 607を参照のこと。

通信宛先の変更に関してTMEP § 609.01及び § 609.02から § 609.02(f)まで並びに委員会の手続の当事者の代理に関してTBMP § 114から § 114.08までを参照のこと。

604.02 承認の存続期間

商標規則 § 2.17(g) 委任状の存続期間

(1) 代理人としての承認の適用上、庁は、出願係属中に提出された委任状は、当該標章が登録されたとき、所有者が変更したとき又は出願が放棄されたときに終了するものとみなす。

(2) 庁は、登録後に提出された委任状は、当該標章が取り消されるか若しくは失効したとき又は所有者が変更したときに終了するものとみなす。

商標法第8条、第12条(c)、第15条若しくは第71条に基づく宣誓供述書、同法第9条に基づく更新出願又は同法第7条に基づく補正若しくは訂正の請求に関連して委任状が提出された場合は、委任状は、提出物の受理又は最終的拒絶のときに終了するものとみなす。

係属している出願。代理人の承認の適用上、USPTOは、出願係属中に提出された委任状は、当該標章が登録されたとき、所有者が変更したとき又は出願が放棄されたときに終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。

登録後。庁の登録後課による代理人としての承認の適用上、USPTOは、15 U.S.C. § 1058, § 1062 (c), § 1065若しくは § 1141kに基づく宣誓供述書（「§ 8, § 12 (c), § 15又は § 71に基づく宣誓供述書」）、15 U.S.C. § 1059に基づく更新出願（「§ 9 更新出願」）又は 15 U.S.C. § 1057 に基づく補正若しくは訂正の請求（「§ 7 請求」）に関連して提出された委任状は、提出物の受理又は最終的拒絶のときに終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(2)。前記各書類の提出の間に経過する期間の長さ（10年以上になる可能性もある）にかんがみ、USPTOは、これらの書類の1について新規の委任状又は先の委任状の取消状が欠けていても、それを送付した有資格実務家を承認するものとする。

例 1：ある有資格実務家（弁護士A）が § 8にいう宣誓供述書を送付し、USPTOは当該宣誓供述書に関連して庁指令を発出する。異なる事務所に所属する他の有資格実務家（弁護士B）が当該通知書に応答することを希望する場合は、弁護士Bは、USPTOが応答に関して手続を取るか又は弁護士Bと連絡を取る前に、登録人又は登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）により署名された新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状を提出しなければならない。

例 2：ある有資格実務家（弁護士A）が § 8にいう宣誓供述書を送付し、USPTOは当該宣誓供述書を受理する。異なる事務所に所属する他の有資格実務家（弁護士B）が後日 § 7請求を提出した場合は、USPTOは、新規の委任状又は先の委任状の取消状が提出されたか否かに拘らず、弁護士Bを承認し、これと通信を行う。

例 3：有資格実務家（弁護士A）が § 8にいう宣誓供述書を送付し、USPTOが当該宣誓供述書と関連して通知書を発出する。異なる事務所に所属する他の有資格実務家（弁護士B）が、USPTO

が § 8 の宣誓供述書を受理するか又はその最終的拒絶書を発出する前に、 § 7 の請求書を提出することを希望する場合は、弁護士Bは、USPTOが § 7 の請求に関して手続を取るか又は弁護士Bに通信する前に、登録人又は登録人を拘束する法的権原を有する者(たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員)によって署名された新規の委任状及び/又は先の委任状の取消状を提出しなければならない。USPTOはまた、登録後に提出された委任状は、登録が取り消され若しくは失効したとき又は所有者が変更したときに終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(2)。従って、USPTOは、取り消されたか又は失効した登録に関連して提出された弁護士の辞表又は委任状の取消状を記入しないものとする。ただし、これに登録の回復を求める請願書が添付されている場合はこの限りでない。登録後に提出された委任状に関してTMEP § 605.04参照。

所有者の変更。代理人としての承認との関係で、USPTOは、出願又は登録と関連して提出された委任状は所有者が変更したときに終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)。所有者の変更が記録された後、新たな有資格実務家が新たな所有者の代理として出頭した場合は、USPTOは、新規の委任状又は先の委任状の取消状が欠けていた場合でも、その有資格実務家と通信し、業務を行うものとする。新たな所有者の代理として先に承認されていた有資格実務家が出頭した場合(これは、新たな所有者が関連会社である場合に生じる可能性がある)、USPTOはその有資格実務家と引き続き業務を行い、通信するものとする。先に承認されていた有資格実務家は新たな所有者により署名された新規の委任状を提出しなくてよい。所有者の変更の記録後の通信に関してTMEP § 609.02(f)参照。

USPTOの記録中の弁護士及び通信の情報に対する効果。上述の状況において、USPTOが委任状は代理人の承認との関係で終了したとみなすときは、USPTOは、その商標データベースにおいて弁護士及び通信の宛先を自動的に変更しないものとする。なぜならば、先に承認されていた有資格実務家がなお出願人又は登録人を代理しており、引き続き通信を受領することを希望する場合がありますからである。USPTOは、先に承認されていた有資格実務家が出願人又は登録人の代理として出頭し又は書類に署名する場合は、引き続きその者を承認するものとする。ただし、新たな有資格実務家が自ら出頭し又は書類に署名した場合は、庁は、商標規則 § 2.17(b)に従って新たな有資格実務家を承認し、新規の委任状又は先の委任状の取消状を要求することなくその者と通信するものとする。通信宛先の変更に関してTMEP § 609.02から § 609.02(f)まで参照。これらの慣行は、有資格実務家が、自己が代理する当事者を代理して自ら出頭し又は書類に署名し若しくはこれを提出することにより承認される場合にも適用される。商標規則 § 2.17(b) ; TMEP § 604.01。

部の手続。委員会の手続の当事者の代理に関してTBMP § 114から § 114.08まで及び委員会の手続における通信に関してTBMP § 117から § 117.02までを参照のこと。

604.03 弁護士の変更

一旦、USPTOが、ある有資格実務家を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、異なる事務所に所属する新たな有資格実務家が当該の出願人又は登録人を代理することは、次に掲げる時まで許容されない。

(1) 出願人又は登録人が先の委任状を取り消すまで ; (2) 出願人又は登録人が新たな有資格実務家を指名する新規の委任状を提出するまで、又は (3) 先に承認された有資格実務家が辞表を提出するまで。商標規則 § 2.18(a)(7), § 2.19(b)。かかる措置が取られるまでは、新た

な有資格実務家は、庁の通知書に対する応答に署名することも、審査官の補正書又は優先指令書の発出を許可することも、出願を明示的に放棄することも、通信宛先の変更を許可することも、その他の方法で出願人又は登録人を代理することもできない。

出願人又は登録人が既に有資格実務家により代理されており、かつ、異なる事務所に所属する新たな有資格実務家が当該の出願又は登録に関して手続を取ることを希望する場合は、その新たな有資格実務家は、先の委任状の取消状又は当該新たな有資格実務家を指名する新規の委任状であって、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）により署名されたものを、USPTOが新たな有資格実務家による提出物を受理するか又は新たな有資格実務家に連絡する前に提出しなければならない。商標規則 § 2.18(a)(7)。新たな有資格実務家は、先の委任状の取消状に自ら署名してはならない。委任状の要件に関して 商標規則 § 2.17(c) 及び TMEP § 605.01 並びに委任状の取消に関して TMEP § 606 を参照のこと。

取消状又は新規の委任状なしに、新たな有資格実務家が応答書、補正書又は通信宛先の変更請求書に署名した場合は、USPTOは、これらを権原のない当事者により提出された書類として扱い、TMEP § 611.05 から § 611.05(c) までの手続に従うものとする。

USPTOは、出願人又は登録人の代理人としての承認との関係で、出願の係属中に提出された委任状は、特定の出願に関して、当該標章が登録されたとき、出願が放棄されたとき又は所有者が変更したときに終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。

USPTOは、登録後に提出された委任状は、登録が取り消されるか若しくは失効したとき又は所有者が変更したときに終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(2)。§ 8, § 12(c), § 15 若しくは § 71, § 9 の更新出願又は § 7 の請求にいう宣誓供述書との関連で委任状が提出された場合は、当該委任状は、提出物の受理又は最終的な拒絶のときに終了するものとみなされる。同上 TMEP § 604.02。このような状況において、新たな有資格実務家が手続を取る前に新規の委任状又は先の委任状の取消状を提出することを要しない。登録後に提出された委任状の処理に関して TMEP § 605.04 参照。

委員会の手続の当事者の代理に関して TBMP § 114 から § 114.08 まで及び委員会の手続における通信に関して TBMP § 117 から § 117.02 までを参照のこと。

605 委任状

605.01 委任状の要件

商標規則 § 2.17(c) 委任状の要件。

委任状は次のようなものでなければならない：

(1) 本章 § 11.14の要件を満たす少なくとも 1 の有資格実務家を名称により指定し、かつ
(2) 個人の出願人、登録人若しくは庁の下で係属中の手続の当事者によって又は当該出願人、登録人若しくは当事者を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名されること。共同出願人又は共同登録人の場合は、全員が署名しなければならない。一旦出願人、登録人又は当事者が本章 § 11.14に基づいて業務を行う資格を有する実務家を指定したときは、当該有資格実務家は、出願人、登録人又は当事者を代理する権原を有する追加的な人数として他の有資格実務家を選任する副委任状に署名することができる。出願人、登録人又は当事者が原委任状を取り消した場合は (§ 2.19 (a))、権限が取り消された有資格実務家によって署名された副委任状は、当該取消により消滅する。副委任状に署名した有資格実務家が辞任した場合は (§ 2.19(b))、辞任する有資格実務家によって署名された副委任状は、辞表が庁により受理されたときに消滅する。

委任状は、(1) 少なくとも1の個人の有資格実務家を名称により指定し、かつ、(2) 個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.17 (c)、 § 2.193(e) (3)。電子的に送付される書類の署名に関してTMEP § 611.01(c)参照。

委任状が法律事務所の名称のみを表示している場合は、USPTOは、これを委任状ではなく通信宛先として扱うものとする。通信宛先に関してTMEP § 609から § 609.4まで参照。

有資格実務家は、自己の依頼人の代理として原委任状に署名することはできない。追加の弁護士を既に承認されている弁護士と関係付けるもの以外の原委任状(TMEP § 605.03) は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。ただし、商標事件において委任状の提出は義務的なものではない。従って、委任状が不適切な者（たとえば、指名された弁護士）により署名され、かつ、先に選任された有資格実務家が他に存在しない場合は、USPTOは、通常、適切に署名された委任状を要求することはない。不適切に署名された委任状に、有資格実務家によって署名された書類か又は有資格実務家の名称及び宛先を含む書類が添付されている場合は、USPTOは、その不適切に署名された委任状からは切り離して、商標規則 § 2.17(b)に基づいてその有資格実務家を承認することができる。有資格実務家を代理人として承認することができる3件の方法に関してTMEP § 604.01、新規の出願に係る通信宛先の設定に関してTMEP § 609.01及び通信宛先の変更請求書がない場合に、USPTOが通信宛先を有資格実務家の通信宛先に変更する限定的な状況に関してTMEP § 609.02(a)参照。

例：原出願が有資格実務家の名称及び宛先を含み（たとえば、TEAS出願の「弁護士」の欄に合衆国の事務所に所属する弁護士又はOED局長により承認されたカナダ人弁護士の名称が含まれ）、かつ、その出願が指名された有資格実務家によって署名された委任状を含む場合は、USPTO は、当該不適切に署名された委任状を無視するものとする。

ただし、USPTOは、商標規則 § 2.17(b)に従って、指名された有資格実務家を承認し、これと通信するものとする。ただし、出願人又は登録人が既に有資格実務家により代理されており、かつ、新たな有資格実務家が当該の出願又は登録に関して手続を取ることを希望する場合は、新たな有資格実務家は、USPTOが新たな有資格実務家による提出物を受理するか又はこれに連絡する前に、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名された新規の委任状又は先の委任状の取消状を提出しなければならない。商標規則 § 2.18(a)(7)。弁護士の変更に関してTMEP § 604.03、委任状の取消に関してTMEP § 606及び法人組織体を拘束する法的権限を有する者に関してTMEP § 611.06を参照のこと。2以上の有資格実務家が委任状において指名されており、かつ、1の有資格実務家が事務所を変更した場合は、新たな通信宛先が新たな事務所にある場合でも、指名されている有資格実務家の何れもが、新たな通信宛先を記載した通信宛先変更通知書に署名しこれを提出することができる。指名されている有資格実務家が事務所を変更したとき、出願人又は登録人により署名された新規の委任状を提出することを要しない。通信宛先の変更に関してTMEP § 609.02から § 609.02 (f)まで参照。USPTOは、手続を迅速にするために、委任状を、TEASを通じて <http://www.uspto.gov> へてに提出することを勧める。委任状がTEASを通じて提出されたときは、そのデータは、自動的にUSPTOの自動記録に記入される。

605.02 複数の出願又は登録に係る委任状

商標規則 § 2.17(d) 複数の出願又は登録に係る委任状。

(1) 出願又は登録の所有者は、TEAS を通じて同一の所有者名称及び弁護士を有するすべての既存の出願又は登録に関して当該所有者の代理人として、本章 § 11.14に基づいて業務を行う資格を有する有資格実務家を選任することができる。

(2) 出願又は登録の所有者は、複数の商標出願若しくは登録又は当該所有者のすべての既存及び将来の出願及び登録に係る委任状を紙面により提出することができる。かかる委任状に依拠する者は、次のことを行わなければならない：

(i) 先に提出された委任状の写しを含めること；又は

(ii) 先に提出された委任状の提出日；原委任状の提出目的であった出願連番（知っている場合）、登録番号若しくは当事者系手続番号；及び委任状に署名した者の名称を明示して委任状に言及すること；若しくは、出願連番が知れない場合は、出願の写し若しくは当該標章の写しを提出すること及び出願日を明示すること。

出願人又は登録人は、<http://www.uspto.gov> へてにTEASを用いて、同一の所有者及び有資格実務家を有するすべての既存の出願又は登録に関して所有者を代理するための有資格実務家を選任することができる。商標規則 § 2.17(d)(1)。将来の出願に係る委任状を、TEASを通じて提出することはできない。

出願人又は登録人は、複数の商標出願若しくは登録又はすべての既存及び将来の出願及び登録に係る委任状を紙面により提出することができる。かかる委任状に依拠する者は、次のことを行わなければならない：(1) 先に提出された委任状の写しを含めること；又は(2) 次のことを明示して先に提出された委任状に言及すること：当該委任状の提出日；原委任状の提出目的であった出願連番（知っている場合）、登録番号若しくは当事者系手続番号；及び委任状に署名した当事者の名称；若しくは出願連番が知れない場合は、出願の写し若しくは当

該標章の写しを提出すること及び出願日を明示すること。商標規則 § 2.17(d)(2)。出願人又は登録人がこれらの要件を満たす場合は、USPTOは、当該委任状を受理するものとする。

605.03 副委任状

一旦出願人又は登録人が有資格実務家を指定すると、当該実務家は、当該出願人又は登録人を代理する権原を与えられた追加の者として他の有資格実務家—異なる法律事務所に所属する有資格実務家を含む—を選任して、副委任状に署名することができる。商標規則. § 2.17(c)(2)。ただし、異なる法律事務所に所属する副弁護士を選任しても、出願人又は登録人によって指定された有資格実務家の通信宛先に変更はないことに注意のこと。商標規則 § 2.18(a)(7) ; TMEP § 609, § 609.01から § 609.02(b)まで参照。

出願人又は登録人が原委任状を取り消した場合は、委任状を取り消された有資格実務家によって署名された副委任状も消滅する。商標規則 § 2.17(c)(2)。

副委任状に署名した有資格実務家が辞任した場合は、辞任する有資格実務家によって署名された副委任状も USPTO が辞表を受理したときに消滅する。商標規則 § 2.17(c)(2)。

605.04 登録後に提出された委任状

USPTOは、処理を迅速にするために、委任状を<http://www.uspto.gov>宛てにTEASを通じて提出することを勧める。委任状がTEASを通じて提出された場合は、データは、USPTOの自動記録に自動的に記入される。新規の委任状が登録後に紙面により提出された場合は、USPTOは、当該書類の像をスキャンして自動記録に取り込むが、登録人が § 8に基づいて宣誓供述書を提出する等別個の手続を並行して取るのではない限り、弁護士情報を変更することはない。

代理人としての承認の目的で、USPTOは、出願が係属している間に提出された委任状は、登録と共に、出願が放棄されたときに又は所有者が変更したときに終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。委任状が § 8, § 12(c), § 15若しくは § 71に基づく宣誓供述書, § 9の更新出願又は § 7の請求との関連で提出された場合は、当該委任状は、提出の受理又は最終的拒絶の時に終了したものとみなされる。商標規則 § 2.17(g)(2)。TMEP § 604.02。また、登録後に提出された委任状に関してTMEP § 1612, 登録後の連絡宛先の変更に関してTMEP § 609.02(e)を参照のこと。

606 委任状の取消

商標規則 § 2.19(a) 取消

(1) 庁に対して出願人，登録人又は手続の当事者を代理する権原は，商標事件の手続の如何なる段階においても，出願人，登録人若しくは手続の当事者又は出願人，登録人若しくは当事者を拘束する法的権原を有する者（たとえば，会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名された通知書により取り消すことができる。共同出願人又は共同登録人の場合は，全員が署名しなければならない。

(2) 委任状が取り消されたときは，庁は，出願人，登録人若しくは手続の当事者に直接又は適切な場合は新たな弁護士若しくは国内代理人に連絡するものとする。

(3) 通信宛先の変更請求は，委任状を取り消すものではない。

(4) § 2.17(c)の要件を満たす新規の委任状は，先の委任状の取消状として扱われるものとする。

一旦有資格実務家が出願人又は登録人の代理人として承認されたときは，出願人又は登録人は取消状を提出することにより委任状を取り消すことができる。USPTOは，処理を迅速にするために，<http://www.uspto.gov> 宛てにTEASを通じて委任状の取消状を提出することを勧める。

署名。取消状は，個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば，会社幹部又は合名会社の無限責任社員）自らによって署名されなければならない。共同出願人又は共同登録人の場合は，全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.19(a)， § 2.193(e)(3)。

新たな有資格実務家は，先の委任状の取消状に署名することができない。新たな有資格実務家は，委任状の取消・新規選任状を，TEASを通じてTEASからの電子署名のためのテキスト様式を出願人若しくは登録人に電子メールすることにより，又は出願人若しくは登録人により署名された手書きでペン書きの取消選任状の .jpg又は.pdf画像を添付することにより提出することができる。電子署名に関してTMEP § 611.01(c)参照。新たな有資格実務家は，TEAS取消様式に直接署名してはならない。

通信宛先に対する効果。出願人又は登録人が先の委任状の取消状と共に新規の委任状を提出した場合は，新規の委任状にある宛先が記録上の通信宛先となる。出願人又は登録人が新規の委任状を伴わずに取消状を提出した場合は，通信は次の何れかにより行うものとする：(1) 出願人若しくは登録人に直接若しくは出願人若しくは登録人により指定された通信宛先に；又は(2)取消状が有資格実務家により送付された場合は，取消状に添付された添状若しくはに署名した有資格実務家に対し。TMEP § 609.02， § 609.02(a)。

取消状として扱われる新規の委任状。出願人又は登録人が新たな有資格実務家を自己の代理人として指名する新規の委任状を提出した場合は，これは，たとえ出願人又は登録人が具体的に先の委任状を取り消さなくても，先の委任状の取消状として扱われるものとする。商標規則 § 2.19(a)(4)。

通信宛先の変更請求は委任状を取り消すものではない。通信宛先の変更を求める請求書は，委任状を取り消すものではない。商標規則 § 2.18(a)(7)， § 2.19(a)(3)。弁護士の変更に関してTMEP § 604.03，連絡宛先の変更に関してTMEP § 609.02から § 609.02(f)までを参照のこと。

登録後に提出された取消状の処理。USPTOは，代理人としての承認の目的で，委任状は登録と共に終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。§ 8， § 12(c)， § 15若しくは § 71にいう宣誓供述書， § 9の更新出願又は § 7の請求に関連して委任状が提出された場合，委任状は，

当該提出の受理又は最終的拒絶の時に終了するものとみなされる。商標規則 § 2.17(g) (2)。TMEP § 604.02。登録後、登録人が、登録前に指定した委任状を取り消すための書面による請求を提出した場合は、USPTOは、取消状の像をスキャンして庁の自動記録に取り込むが、§ 8に基づく宣誓供述書を提出する等別個の手続を並行して取らない限り、弁護士情報を更新することはしない。TMEP § 1612。委任状を取り消すための請求が登録後にTEASを通じて提出されたときは、データは自動的にUSPTOの記録に記入される。TMEP § 605.04, § 1612。

部の手続。 部の手続の当事者を代理する権限の取消に関してTMEP § 116.01参照。

607 記録上の弁護士の辞任

以前 商標規則 § 10. 40に記載されていた弁護士としての辞任に係る要件は、現在 商標規則 § 11. 16に記載されている。弁護士は、商標事項において他人を代理する行為をやめるためには、また、商標規則 § 2. 19(b)に記載されている許可及び通知の要件に従わなければならない。商標規則 § 11. 116(c)（「有資格実務家は、代理を終了する際、審判所への通知又は審判所の許可を要求する適用法に従わなければならない」旨を定めるもの）参照；また、商標規則 § 11. 1（「審判所」には「庁」が含まれる旨を定義するもの）参照。

出願人又は登録人を害してはならない。有資格実務家は、出願人又は登録人の代理をやめることはできるが、出願人又は登録人を害するようなやり方でやめることはできない。商標規則 § 11. 116(b)。Legendary Inc. 事件, 26 USPQ2d 1478 (Comm'r Pats. 1992) (庁指令に対する応答期間の最後の日に弁護士の辞任請求が提出され、かつ、弁護士が、出願人は弁護士の職辞任の適正な通知を与えられたこと、また、弁護士は出願の手續遂行に関する自己のファイル中のすべての書類及び財物を出願人に引き渡したことの何れも陳述しなかった場合について、弁護士による当該請求を拒絶するもの)。弁護士による代理の義務的及び任意的辞任に関して 商標規則 § 11. 116参照。

様式。USPTOは、処理を迅速にするために、すべての辞任請求を <http://www.uspto.gov> 宛てにTEASを通じて提出することを勧める。TEAS様式は、現在有効な出願又は登録に関して辞任を請求するために使用することができる。登録に関して、当該様式は、登録番号ではなく、原出願連番の記入を要求する。請求は、紙面により提出される場合は、「記録上の弁護士としての辞任の許可請求」との標題を付さなければならない。

請求に係る要件。辞任の請求には、次のものを含めなければならない。

- (1) 辞任の請求に係る理由の陳述書、
- (2) 出願連番又は登録番号、及び
- (3) 次のものの何れか

・当該有資格実務家が、自己は職を辞し、所要の書類をUSPTOに提出するつもりである旨、依頼人は該当する場合は応答期間満了の少なくとも2月前に辞任通知を送付された旨、当該有資格実務家は出願又は登録に関する自己のファイル中の依頼人が権利を有するすべての書類及び財物を依頼人に引き渡した旨並びに当該有資格実務家は期限が到来するかもしれないすべての応答又はその他の提出物及び当該応答又は提出物の期限を依頼人に通知した旨の適正な通知を依頼人に送付した旨の陳述書（商標規則 § 11. 116(d)参照）。Slack事件, 54 USPQ2d 1504 (Comm'r Pats. 2000)；

・複数の記録上の有資格実務家が存在する場合は、共同弁護士の1による代理を実施中である旨の陳述書

商標規則 § 2. 19(b)。請求には、辞任する有資格実務家の現在の郵便宛先及び出願人又は登録人の現在の郵便宛先も含めなければならない。

残存している応答期間の満了の少なくとも2月前に辞任通知が依頼人に送付された旨の陳述の要件は、当該有資格実務家が、前記応答期間の残余が2月未満であるときに自己の代理が出願人／登録人により終了された旨を陳述する場合には適用されない。

辞任の請求は、有資格実務家が辞任する意図を出願人又は登録人に通知したすぐ後に提出しなければならない。商標規則 § 2. 19(b)。

これらの要件は、辞任が義務的であるか又は任意的であるかに拘らず、すべての辞任の請求

に適用される。これらはまた、有資格実務家が、自己が代理する当事者の代理として自ら出頭することにより又は書類を提出することにより承認された場合には適用されない。商標規則 § 2.17 (b) 参照；TMEP § 604.01。

TEAS請求の処理。 TEASを通じて提出された辞任の請求は電子的に処理され、かつ、上に掲げた要件を満たす場合は、通常、自動的に承認される。

紙面による請求の処理。 紙面による提出物に関し、登録前に提出された辞任許可の請求は、適切な管理弁護士により、又は許可通知書が発出されかつ出願が使用陳述書の提出を待っている場合はITU／区分単位管理官により、取り扱われる。登録後、紙面による辞任許可請求は、登録後課の管理官により取り扱われる。

管理弁護士又は管理官は、紙面による請求を承認又は拒絶し、出願人又は登録に及び有資格実務家に請求の承認又は拒絶を通知し、かつ、この通知の写しを記録に残すものとする。

請求が承認された場合は、管理弁護士又は管理官は、通信宛先が USPTO の商標データベースにおいて変更されることを確認しなければならない。管理弁護士又は管理官は、辞任請求が優先的に扱われかつ迅速に処理されるような手続を確立する責任を有する。

紙面による提出物に関し、辞任しようとする有資格実務家が同時に国内代理人である場合は、管理弁護士又は管理官は、当該有資格実務家が国内代理人として辞任することを意図するかどうかについて照会しなければならない。この照会は、可能ならば電話又は電子メールで行わなければならない。有資格実務家が国内代理人として辞任する場合は、管理弁護士又は管理官は、USPTOの商標データベースの「国内代理人」のフィールドが更新されることを確認しなければならない。

登録後に提出される請求。 USPTOは、代理人としての承認の目的で、委任状は登録と共に終了するものとみなす。商標規則 § 2.17 (g) (1)。委任状が § 8, § 12 (c), § 15若しくは § 71にいう宣誓供述書、§ 9の更新出願又は § 7の請求に関連して提出された場合は、当該委任状は、これらの提出物の受理又は最終的拒絶のときに終了するものとみなす。商標規則. § 2.17 (g) (2)。TMEP § 604.02。

登録後、登録の前に選任された有資格実務家が紙面による辞任許可請求を提出した場合は、USPTO は、当該請求書の像をスキャンして庁の商標データベースに取り込むが、登録人が § 8にいう宣誓供述書を提出する等別個の手続を並行して取らない限り、弁護士情報を更新することはない。TMEP § 1612。登録後、TEASを通じて適正な辞任請求が提出されたときは、請求は自動的に承認され、かつ、データはUSPTOの記録に自動的に記入される。TMEP § 605.04, 1612。

放棄された出願に関して提出された請求。 USPTOは、放棄された出願に関する辞任許可請求を処理しない。有資格実務家が放棄された出願に関して辞任請求を提出したときは、USPTOは、請求の像をスキャンしてTICRS又はTDRに取り込むが、庁の商標データベース中の弁護士情報を更新することはない。登録後の辞任に関して TMEP § 1612参照。

部の手続。 部の手続の当事者の代理人としての辞任に関してTMEP § 116.02から § 116.05まで参照。

608 無許可の業務行為

608.01 権原を有さない者による行為は許容されない

商標規則 § 11.5(b)(2) 商標事項に関する庁に対する業務行為。

商標事項に関する庁に対する業務行為には次のものが含まれるが、それに限られない：商標出願その他の書類の庁への提出の検討に当たり依頼人と協議すること若しくは依頼人に助言すること；商標登録に関して出願を準備し及び遂行すること；標章の登録可能性を証明するために理由書を必要とするかもしれない補正を作成すること；並びに異議申立、取消若しくは同時使用手続を行うこと；又は商標審理審判部に審判請求を行うこと。

商標規則 § 11.14に基づき、商標事件に関してUSPTOに対して業務を行う権原を与えられていない個人(TMEP § 602から § 602.03(e)まで)は、商標出願の手続遂行に関して、登録の維持に関して、又はUSPTOに対する手続に関して、当事者を代理することを許容されない。5 U.S.C. § 500(b), (d)；商標規則 § 2.17(a), § 11.14(a), (e)。

商標規則 § 11.14 の要件を満たさない個人は、次のことができない：出願、応答、登録後維持書類その他USPTOに提出される書類を作成すること；補正書、庁指令に対する応答書、商標規則 § 2.146に基づく長官に対する申請書、通信宛先の変更請求書若しくは明示的放棄状に署名すること；審査官の補正及び優先指令書の発出を認めること；又はその他の理由で出願人、登録人若しくは USPTO における手続の当事者を代理すること。

USPTOに提出される書類の署名に関してTMEP § 611.03から § 611.03(i)まで参照。出願に対する補正の提示及び拒絶に対する法的応答主張の提出は、出願人又は登録人の代理の例である。商標規則 § 11.5(b)(2)；TMEP § 611.03(b)。ただし、有資格実務家の非有資格実務家職員は、有資格実務家の監督の下に、有資格実務家による再吟味及び署名を前提として書類作成作業を行い、かつ、USPTOの下での商標事項に関して有資格実務家を助けることができる。商標規則 § 11.5(b)。

出願人又は登録人が有資格実務家を代理人とするときは、USPTOは、選任された有資格実務家と直接通信を行う慣行を奨励する。弁護士補助職員及び弁護士助手は審査官と選任された有資格実務家との間の情報の中継ぎをするが、これらの者は、USPTOに対して業務を行う権原を与えられていない。たとえば、弁護士補助職員及び弁護士助手は、審査官の補正又は優先指令書の発出を認めることはできず、これらの者が、選任された有資格実務家が補正又は指令書を承認したことを表示することにより選任された有資格実務家の承認を伝達することさえも許容されない。一旦USPTOが出願人又は登録人を代理するものとしてある有資格実務家を承認したときは、異なる事務所に所属する新たな有資格実務家は、当該の出願人又は登録人が先に承認された有資格実務家の委任状を取り消すか又は先に承認された有資格実務家が辞任するまでは、当該の出願人又は登録人を代理することを許容されない。TMEP § 604.03。

商標規則 § 11.14に基づいて権原を与えられていない個人は、通信を送付した受領することができる。かかる個人も、商標規則 § 2.193(1) の要件を満たしている場合（たとえば、事実について直接得た情報及び出願人又は登録人の代理人として手続をする現実的又は黙示的な権限を有している場合（TMEP § 611.03(a), § 804.04参照））は、出願人又は登録人の代理として真実宣言書に署名することができる。

有資格実務家であるか又は非有資格実務家であるかに拘らず、書類を提示する（当該書類に署名することによるか、これをファイルすることによるか、提出することによるか又は後日

推奨することによるかを問わない) 何れの個人も、商標規則 § 11. 18(b)の対象となる。商標規則 § 2. 193(f) ; TMEP § 611. 01(a)参照。

商標規則 § 11. 14の要件を満たさない個人が出願人又は登録人を代理する無許可の業務を広汎に行っているとUSPTO職員が疑う場合は、当該職員は、当該事項に商標審査政策副長官室の商標政策手続管理官の注意を喚起しなければならない。USPTOに提出された書類の署名に関して TMEP § 611 から § 611. 06 (h) まで参照。

608.02 USPTO に対する業務から除外され、保留され又はこれを許可されない個人

USPTO長官は、時折、特定の個人をUSPTOに対する業務から保留し又は除外することがある。商標規則 § 32 ; 商標規則 § 11. 56。保留又は除外の告示が公報において公告され、当該決定はFOIA Reading Room <http://des.uspto.gov/foia/OEDReadingRoom.jsp> に掲示される。保留又は除外された個人は、有資格実務家ではない。概して 商標規則. § 11. 58 を参照のこと (保留又は除外された個人は、USPTOに対して業務を行うことができない)。

また、USPTOは、時折、商標規則 § 11. 14の要件を満たさない者がUSPTOに対して出願人及び登録人を無許可で代理する業務行為を広汎に行っていることを知る。

この場合、商標政策手続管理官 (「管理官」) はその旨をUSPTO職員に通知し、USPTOは、当該の出願人又は登録官に通知書を送付して、次のことを知らせる。

- (1) 当該個人は商標事項に関し、USPTOに対して業務を行う権利がなく、従って、出願人又は登録人を代理することはできないこと、
- (2) 何れの委任状も最初から無効であること、
- (3) 当該個人は、庁指令に対する応答に署名すること、審査官の補正又は優先通知を承認すること、USPTO職員と面談すること又はその他により出願人、登録人若しくは庁に対する手続の当事者を代理することができないこと、及び
- (4) 出願又は登録に関するすべての通信は、適切な場合は国内代理人、そうでなければ出願人又は登録人にその記録上の宛先へ送付されるものであること

USPTOは、適宜、通信宛先を出願人、登録人又は国内代理人の通信宛先に変えるものとする。庁の通知書に応答がないままになっている場合は、審査官又は登録後職員は、当該の出願人又は登録人あてに、残されている拒絶及び/又は要求を再述し、新たな6月の応答期間を記載し、かつ、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者 (たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員) (TMEP § 611. 06から § 611. 06(h)まで参照) 又は有資格実務家 (TMEP § 602から § 602. 03(e)まで参照) によって署名された応答を当該応答期間内に提出しなければならない旨を記載した補足通知書を発出しなければならない。補足通知書に関して § 711. 02参照。

審査官又は登録後職員が、庁指令に対して、除外若しくは保留された有資格実務家又は故意の若しくは広汎な無許可の法律業務行為に従事していると考えられる者によって署名された応答を受領した場合は、その者は、出願人又は登録人にあてた不完全応答通知書を作成するものとし、その中で、商標規則 § 2. 65(a) (2) に従って、応答を完全なものにするために30日又は先の通知書に記載されていた応答期間の末日までの何れか長い方を出願人又は登録官に認めなければならない。一層の情報についてはTMEP § 611. 05以下、 § 712. 03及び § 718. 03(b)参照。USPTO職員は、また、かかる者によって署名された書類を受領した旨を管理官に通報しなければならない。

609 通信の宛先

商標規則 § 2.18 通信の宛先。

(a) 通信宛先の設定。(1) § 2.17 の要件を満たす書面による委任状が提出された場合は、庁は、当該委任状において指定された有資格実務家に通信を送付するものとする。

(2) 本章 § 11.14 に基づく有資格実務家が、異なる事務所に所属する他の有資格実務家によって既に代理されていない出願人、登録人又は手続の当事者の代理として書類を送付した場合は、庁は、書類を送付した有資格実務家に通信を送付するものとする。

(3) 出願、登録又は手続が本章 § 11.14 に基づく有資格実務家によって遂行されておらず、かつ、出願人、登録人又は手続当事者が書面により通信宛先を指定した場合は、庁は、適切な場合は、当該指定宛先に通信を送付するものとする。

(4) 出願、登録又は手続が本章 § 11.14 に基づく有資格実務家によって遂行されておらず、かつ、出願人、登録人又は手続当事者が通信宛先を書面により指定していないが、国内代理人が選任されている場合は、庁は、適切な場合は、当該国内代理人に通信を送付するものとする。

(5) 出願、登録又は手続が本章 § 11.14 に基づく有資格実務家によって遂行されておらず、出願人、登録人又は手続当事者が通信宛先を指定しておらず、かつ、国内代理人が選任されていない場合は、庁は、通信を直接出願人、登録人又は手続当事者に送付するものとする。

(6) 庁は、査定系事項において、1件の宛先にのみ通信を送付するものとする。

(7) 庁が一旦本章 § 11.14 に基づく有資格実務家を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、庁は、その有資格実務家又は同一の事務所に所属する他の有資格実務家とのみ通信し、かつ、業務を行うものとする。庁は、出願人若しくは登録人又は異なる事務所に所属する他の有資格実務家とは直接業務を行わないものとする。ただし、出願人若しくは登録人が、§ 2.19(a) に基づく委任状の取消状及び／又は § 2.17(c) の要件を満たす新規の委任状を提出したときはこの限りでない。通信宛先の書面による変更請求は、委任状を取り消すものではない。

(b) 通信宛先の変更。

(1) 物理的又は電子メールによる通信の宛先が変更した場合は、出願人、登録人又は手続当事者は、通信宛先変更の請求書を提出しなければならない。請求書は迅速に提出されなければならない。

(2) 通信宛先の変更請求は、§ 193(e)(9) に従って、出願人、登録人若しくは手続当事者、出願人、登録人若しくは手続当事者を拘束する法的権限を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）又は本章 § 11.14 に基づく有資格実務家によって署名された書面により行わなければならない。

(3) 出願人又は登録人が § 2.17(c) の要件を満たす新規の委任状を提出した場合は、庁は、通信宛先を当該委任状で指名されている有資格実務家の通信宛先に変更するものとする。

(4) 本章 § 11.14 に基づく有資格実務家が、既に他の有資格実務家によって代理されていない出願人、登録人又は手続当事者の代理として書類を送付した場合は、庁は、これを、当該有資格実務家の通信宛先に変更する請求を含むものと解し、当該有資格実務家に通信を送付するものとする。

(c) § 7, § 8, § 9, § 12(c), § 15 及び § 71 に基づく登録後の提出。新規の委任状又は通信宛先の変更請求書が存在しない場合であっても、庁は、商標法 § 8, § 12(c), § 15 又は § 71

にいう宣誓供述書，同法 § 9に基づく更新出願又は同法 § 7に基づく補正若しくは訂正請求書の審査に基づいて通信宛先を変更するものとする。本章 § 11.14に基づく有資格実務家が宣誓供述書，更新出願又は § 7の請求書を送付した場合は，庁は，通信を当該有資格実務家に送付するものとする。登録所有者が有資格実務家を代理人としていない場合は，庁は，(a) に従って，通信を直接当該所有者に又は適切な場合は国内代理人に送付するものとする。

(1) 宣誓供述書，更新出願又は § 7の請求書の審査に基づいて一旦庁が通信宛先を設定したときは，前記の提出物の係属中に当該宛先を変更するためには，(b) (2) の要件に従った宛先変更請求書が必要である。部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 17.08まで参照。

609.01 通信宛先の設定

商標出願がされたときは，USPTOは，その商標データベースに，USPTOからの通信の宛先（名称，所在地住所又は私書箱，市，州及び郵便番号，（該当する場合は）外国の国名並びに提供される場合は電子メールアドレスから構成されるもの）を記入する。これは，往々にして出願人の宛先と異なる。

USPTOは，出願人又は出願人の有資格実務家が電子メールによる通信を認める場合に限り，出願に関する公式の通信を電子メールで送付することができる。TMEP § 304.03参照。

USPTOは，新規の出願の通信宛先を記入するに当たり，次の指針を用いる。

- ・ 出願が有資格実務家によって送付されるか，有資格実務家を指定する委任状を含むか又は有資格実務家の名称及び宛先を含む場合は，USPTOは，当該有資格実務家に通信を送付するものとする。
- ・ 出願が有資格実務家によって遂行されておらず，出願人が自己の宛先以外の通信宛先を書面により指定する場合は，USPTOは，適切な場合はその宛先に通信を送付するものとする。
- ・ 出願が有資格実務家によって遂行されておらず，かつ，出願人が通信宛先を指定しておらず，しかし国内代理人が選任されている場合は，USPTOは，適切な場合はその国内代理人に通信を送付するものとする。又は，
- ・ 出願が有資格実務家によって遂行されておらず，国内代理人が選任されておらず，かつ，出願人が通信のために異なる宛先を指定していない場合は，USPTOは，通信を出願人の記録上の宛先あてに直接出願人に送付するものとする。

商標規則 § 2.18(a) から § 2.18(a) (5) まで。

USPTOは，登録人が商標法 § 8， § 12 c)， § 15若しくは § 71にいう宣誓供述書， § 9の更新出願又は § 7の請求書を提出するときに通信宛先を再設定するために上記と同じ指針を用いる。商標規則 § 2.18(c) から § 2.18(c) (2) まで。USPTOは，宣誓供述書，更新出願又は § 7の請求書を提出した有資格実務家の名称を表示するために，その商標データベースを更新するものとする。これらの書類の提出の間に経過する時間の長さ（10年以上になり得る）にかんがみて，USPTO は，新規の委任状や先の委任状の取消状がなくとも，これらの書類の1を送付する有資格実務家を承認するものとする。代理人としての承認の存続期間に関してTMEP § 604.02参照。UAPTOは，出願人若しくは登録人及び出願人若しくは登録人の有資格実務家と又は複数の有資格実務家と重複通信を行わないものとする。商標規則 § 2.18(a) (6)。ただし，出願人又は出願人の有資格実務家が，庁の通信を電子メールで送付する権原をUSPTOに与えた場合は，出願人又は出願人の有資格実務家は，通信の特例的控えの写し用に1の一次電子メールアドレス及

び4までの二次電子メールアドレスを指定することができる。

配送不能として返送される発信電子メール通信に関してTMEP § 403参照。

出願その他の書類が有資格実務家によって署名されているが、提出物に当該有資格実務家の別個の宛先が含まれていない場合は、USPTOは、有資格実務家と記録上の通信宛先気付で通信し、かかる通信を有資格実務家あてに差し向ける。庁指令が要求される場合は、USPTOは、有資格実務家にその通信宛先を明示するか又はUSPTOは引き続き先に提出された通信宛先気付で有資格実務家に通信をあてなければならない旨を確言するよう求めるものとする。有資格実務家が当該請求に応答しない場合は、USPTOは、引き続き記録上の通信宛先に有資格実務家あてに通信を送付するものとする。

部の手続における通信についての情報に関して § 117から § 117.08まで、 § 66(a)の出願における通信に関してTMEP § 609.01(a)、通信宛先変更についての情報に関してTMEP § 609.02から § 609.02(f)及び合衆国に定住してない当事者との通信に関してTMEP § 609.04を参照のこと。

609.01(a) § 66(a) の出願における通信

USPTO は、商標法 § 66(a) に基づく出願に関する最初の通知書をIBに送付するものとする。

IBは、これを出願人に送付するものとする。USPTOは、その後の通知書を合衆国への保護拡張の請求書に記載されている通信宛先で出願人に、又は署名された通信宛先変更請求書に記載されている通信宛先に、直接送付するものとする。

§ 66(a)の出願に関する庁の通知書についての更なる情報に関してTMEP § 1904.02(h)参照。

USPTOは、 § 66(a)の出願又は国際登録の合衆国への登録保護拡張における適正に署名された通信宛先変更通知書を受理するものとし、かつ、通信を新規の宛先に送付するものとする。

ただし、これは、国際登録に関して指定された代理人であって、IBが通信を送付するものを変更するものではない。国際登録に関して指定された代理人の名称又は宛先の変更を記録するための請求は、IBに提出しなければならない。USPTOを通じて提出することはできない。指定代理人の名称又は宛先を変更するための様式は、IBのウェブサイト <http://www.wipo.int/madrid/en/forms> で利用できる。

変更をIBに記録するための請求に関してTMEP § 1906.01から § 1906.1(i)まで及び外国人弁護士に関してTMEP § 602.03から § 602.03(e)までを参照のこと。

609.02 通信宛先の変更

一旦通信宛先が設定されると、USPTOは、通常、USPTOが承認した有資格実務家によって、又は出願人若しくは登録人が有資格実務家を代理人としていない場合は個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名された宛先変更請求書が提出されるまでは、当該宛先に通信を送付する。商標規則. § 2.18 (b) (2) 及び § 2.193 (e) (9) から § 2.193 (e) (9) (ii) まで。

庁指令に対して新規の宛先を付した応答を送付するだけでは、通信宛先を変更する効果はない。ただし、新所有者が、TMEP § 609.02(f)で記述したように、所有者変更の記録後出願又は登録に関して手続を取った（たとえば、通知書に対する応答書又は使用供述書を提出した）場合はこの限りでない。

USPTOは、出願人若しくは登録人及び出願人若しくは登録人の有資格実務家と又は複数の有資

格実務家と重複通信を行わないものとする。商標規則 § 2.18(a)(6)。ただし、出願人又は出願人の有資格実務家がUSPTOに電子メールにより庁の通信を送付することを認めた場合は、出願人又は出願人の有資格実務家は、1件の一次電子メールアドレス及び通信の特例副本として4件までの二次電子メールアドレスを指定することができる。

配送不能として返送される発信電子メール通信の処理に関してTMEP § 403参照。

通信宛先を変更するための請求書は、委任状を取り消すものではない。商標規則 § 2.18(a)(7)及び § 2.19(a)(3)。取消に関するTMEP § 606 参照。また、部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.08参照。

609.02(a) 推定による通信宛先の変更請求

USPTOは、次のことの何れも通信宛先の書面による変更請求と解する。

(1) 有資格実務家が、異なる事務所に所属する他の有資格実務家によって既に代理されていない出願人又は登録人の代理として書類を送付した場合、USPTOは、これには当該有資格実務家の通信宛先の変更請求が含まれているものと解する（ただし、「副委任状」又は類似の書類の提出は、通信宛先を変更するものではない）。

(2) 出願人又は登録人が有資格実務家を指定する、適正に署名された委任状(TMEP § 605.01参照)を提出した場合、USPTOは、出願人又は登録人が宛先を変更するために別個の請求書を提出しないとしても、通信宛先を委任状に指名されている有資格実務家の通信宛先に変更するものとする。

商標規則 § 2.18(b)(3)及び(4)。この2件の状況において、USPTOは、通信宛先を新たな有資格実務家の宛先に変更するものとする。他のすべての状況においては、通信宛先の変更請求書であって、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）又は記録上の有資格実務家によって署名されたものが要求される。商標規則 § 2.18(b)(2)及び § 2.193(e)(9)から § 2.193(e)(9)(ii)まで。通信宛先の変更請求書に係る要件に関してTMEP § 609.02(b)参照。また、委員会の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.8参照。

609.02(b) 通信宛先の変更請求に係る要件

通信宛先の変更請求は、書面によらなければならない。商標規則 § 2.18(b)(2)。一旦USPTOがある有資格実務家を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、その有資格実務家又は合衆国の同じ事務所に所属する他の有資格実務家のみが宛先の変更請求書に署名することができる。ただし、出願人若しくは登録人が先の委任状の取消状及び／若しくは新規の委任状を提出したか又は先に承認された有資格実務家が辞表を提出した場合はこの限りでない。商標規則 § 2.193(e)(3)、 § 2.193(e)(9)(i)及び § 11.18(a)。

出願人又は登録人が有資格実務家を代理人としていない場合は、請求書は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.193(e)(9)(ii)及び § 11.14(e) ; TMEP § 611.02参照。

通信宛先の変更請求は、審査官の補正によって記入することはできない。商標規則 § 2.18(b)(2)参照。

処理を迅速にするために、通信宛先の変更（電子メールアドレスの変更を含む）の通知は、TEASを通じて <http://www.uspto.gov/teas/e-TEAS/index.html> に提出しなければならない。TEAS様式は、現在有効なすべての出願又は登録の通信宛先を変更するために使用することができる。通知がTEASを通じて提出されたときは、当該様式によるデータは、USPTOの商標データベースに直接入力される。

2名以上の有資格実務家が委任状に指名されている場合は、指名されている何れの有資格実務家も、新規の通信宛先を記載した通信宛先変更通知書に署名しこれを提出することができる。たとえ新規の宛先が新規の事務所のものである場合であってもそうである。商標規則 § 2.193(e)(9)(i) 参照。指名されている有資格実務家が事務所を変更した場合に出願人又は登録人によって署名された新規の委任状を提出する必要はない。

部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.08まで参照。

609.02(c) 登録前の通信宛先変更請求の処理

一旦特定の出願に関して通信宛先が設定されると、USPTOは、出願人又は記録上の有資格実務家によって署名された請求書がない限り、通常その通信宛先を変更しない。商標規則 § 2.18(a)(7) 及び(b)(2)。庁の通知書に対して出願人又は出願人の有資格実務家に係る新規の宛先を付した応答書を送付するのみでは、通信宛先を変更する効果はない。通信宛先の変更請求書の要件についての一層の情報に関してTMEP § 609.02(b) 及び通信宛先の変更請求が推定される状況の検討に関してTMEP § 609.02(a)を参照のこと。

TEASを通じて請求が提出されたときは、当該様式からのデータは、USPTOの商標データベースに直接入力される。通信宛先の変更請求が書面により提出されたときは、USPTOは、新規の通信宛先をその商標データベースに手作業で記入し、当該請求を出願記録に載せるが、通信宛先の変更請求の確認その他の受領証を送付しない。出願人は、宛先変更がUSPTOの商標データベースに記入されたか否かを確認するために、<http://tsdr.uspto.gov> でTSDR データベースを確認することができる。

USPTOは、回復申請又は回復請求と共に提出されるのでない限り、放棄された出願に関する通信宛先の変更請求を処理しない。出願人が放棄された出願に関して通信宛先の変更請求を提出したときは、USPTOは、当該請求を単に記録に残す。

609.02(d) 複数出願又は登録における通信宛先の変更

TEAS 通信宛先変更様式は、複数の出願又は登録の通信宛先を変更するために用いることができる。出願人又は登録人は、一時に300件までの出願連番を提出することができる。登録標章に関して、TEAS様式は、登録番号ではなく原出願連番の記入を要求する。300件を超える出願／登録に係る宛先の変更請求は、単一のTEAS様式では提出することができない。

グローバル宛先更新（すなわち、ある宛先が表示されるすべての出願又は登録を変更する請求）は受理されないものとする。

609.02(e) 登録後の通信宛先の変更

USPTOは、§ 609.01に記されているように、新規の委任状又は通信宛先の変更請求が存在しない場合であっても、商標法 § 8, § 12(c), § 15若しくは § 71に基づく宣誓供述書, § 9の更新出願又は § 7の請求の審査に基づいて通信宛先を回復する。USPTOは、宣誓供述書, 更新出願

又は § 7 の請求を提出した有資格実務家の名称を表示するようにその商標データベースを更新し、かつ、通信宛先を当該有資格実務家の通信宛先に更新する。商標規則 § 2.17(g)(2) 及び § 2.18(c) から § 2.18(c)(2) まで。登録人が有資格実務家を代理人としていない場合は、USPTO は、記録上の通信宛先として宣誓供述書、更新出願又は § 7 の請求に示されている登録人の宛先を表示するように、その商標データベースを更新するものとする。代理人としての承認の存続期間に関して TMEP § 604.02 参照。一旦 USPTO が宣誓供述書、更新出願又は § 7 の請求の審査に基づいて通信宛先を確定した場合において当該提出物の係属中に宛先変更を実現するためには、書面による宛先変更請求が必要とされる。商標規則 § 2.18(b)(2) 及び (c)(2); TMEP § 604.02。通信宛先の変更請求書に係る要件に関して TMEP § 609.02(b) 参照。登録所有者は、何れの宛先変更も迅速に USPTO に通報するよう勧奨される。商標規則 § 2.18(b)(1)。処理を迅速にするために、USPTO は、宛先変更通知を <http://www.uspto.gov> で TEAS を通じて提出するよう勧める。TEAS 様式は、現在有効なすべての登録について通信宛先を変更するために用いることができるが、登録番号ではなく原出願連番の提示が要求される。通知が TEAS を通じて提出されたときは、当該様式のデータは USPTO の商標データベースに直接入力される。USPTO は、登録の回復の申請又は請求と共に提出されるのでない限り、取り消された又は失効した登録に係る宛先の変更請求を処理しないものとする。登録人が取り消された又は失効した登録について通信宛先の変更請求を提出したときは、USPTO は、当該請求を単に記録に残す。部の手続における通信についての情報に関して TBMP § 117 から § 117.08 及び弁護士の変更に関して TMEP § 604.03 を参照のこと。

609.02(f) 所有者変更の記録後の通信

代理人としての承認の目的で、USPTO は、所有者変更のときに委任状が終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。TMEP § 604.02。

譲渡（又はその他の権利変更書類）を譲渡事務課で記録しても、USPTO の商標データベースの通信宛先が自動的に更新されることにはならない。TMEP § 503.01(b) 参照。正確な通信宛先が反映されるようにデータベースが更新されるのを確実にするためには、新所有者は、宛先を変更するための別個の請求書を、望ましくは TEAS を通じて、商標オペレーションに提出しなければならない。新所有者が通信宛先を変更するために別個の請求書を商標オペレーションに提出することはしないが、代わりに新規の通信宛先を付した適正に署名された通信（たとえば、庁の通知に対する応答又は使用供述書）を提出することにより出願又は登録に関連する手続を取ったときは、USPTO は、新所有者が通信宛先の変更を明確に請求しなかった場合であっても、新所有者又は新所有者の有資格実務家の宛先を反映するようにその商標データベースを更新することができる。この状況において、USPTO は、TMEP § 609.01 に記載されている指針を用いて、通信宛先を再確定するものとする。新所有者が有資格実務家を代理人としていない場合は、通信宛先は、書面による通信に記載されている出願人又は登録人の宛先を反映するように変更されるものとする。

新たな有資格実務家が新所有者を代理して自ら出頭し又は書類に署名したときは、USPTO は、新規の委任状又は先の委任状の取消状がない場合であっても、新たな有資格実務家を承認するものとする。TMEP § 604.02 参照。ただし、先に承認された有資格実務家が新所有者を代理して出頭した場合（これは新所有者が関連会社である場合に生じ得る）は、USPTO は、その有資格実務家と引き続き業務を行いかつ通信するものとする。先に承認された有資格実務家は、

新たな所有者によって署名された新規の委任状を提出しなくてよい。

部の手続における通信に関してTBMP § 117から § 117.08及び所有者変更後の所有者情報の更新請求に関してTMEP § 505から § 505.02までをも参照のこと。

609.03 出願人は現在の正確な通信宛先を維持する義務を負う

出願又は登録の所有者は、現在の正確な通信宛先を維持する義務を負う。通信宛先が変更した場合は、望ましくはTEASを通じて、書面により直ちにUSPTOに通知しなければならない。商標規則 § 2.18(b)(1)参照。このことは、電子メールにより通信を送付することを出願人又は登録人がUSPTOに認めた場合は、電子メールアドレスにも適用される (TMEP § 304.03参照)。

609.04 合衆国に定住していない当事者との通信

出願人又は登録人が希望の通信宛先を明確に表示していない場合は、USPTOは、次のとおりに通信を処理するものとする。

- ・ 出願人又は登録人が有資格実務家を選任していた場合は(TMEP § 602から § 602.03(e)参照), USPTOは、通信をその有資格実務家に送付するものとする。

- ・ 出願人又は登録人が有資格実務家を代理人として選任しておらず、かつ、出願人又は登録人が国内代理人を選任している場合は、USPTOは、適切な場合、通信をその国内代理人に送付するものとする。ただし、出願人又は登録人が他の通信宛先を書面により指定している場合はこの限りでない。他方、国内代理人は、USPTOに対して出願を遂行し又は手続において当事者を代理することを認められていない。ただし、国内代理人が有資格実務家であって、出願人又は登録人の代理人としてUSPTOによって承認されているものである場合はこの限りでない。国内代理人に関してTMEP § 610参照。

- ・ 出願人又は登録人が有資格実務家を代理人としておらず (商標規則 § 11.14参照)、かつ、出願人又は登録人が国内代理人を選任していない場合は、USPTOは、通信を直接出願人又は登録人にその外国宛先あてで送付するものとする。ただし、出願人又は登録人が他の通信宛先を書面により指定している場合はこの限りでない。商標規則 § 2.18(a)(5)参照。

§ 66(a)の出願における通信に関してTMEP § 609.01(a)参照。

610 合衆国に定住していない当事者による国内代理人の指定

商標規則 § 2.24 外国出願人による国内代理人の指定及び取消。

(a) (1) 出願人は、合衆国に定住していない場合、国内代理人(すなわち、合衆国に居住する者であって、当該標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状が送達されるもの)を次のいずれかにより指定することができる。

(i) 当初の出願における国内代理人の名称及び宛先を記載すること

(ii) 国内代理人の名称及び宛先を記載した別個の指定書であって、出願人、出願人を拘束する法的権原を有する者(たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員)又は本章 § 11.14 に基づいて業務を行う資格を有する実務家によって署名されたものを提出すること

(2) 合衆国に居住する者であって、当該標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状を送達することができるものの名称及び宛先を指定する書類を出願人が提出しない場合又は指定された最後の者を当該指定書に記載された宛先において見出せない場合は、標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状は長官に送達することができる。

(3) 単なる国内代理人の指定は、指定された者が本章 § 11.14 に基づく資格を有さない限り、出願人を代理する権原をその者に与えるものではない。

(b) 国内代理人の指定の変更又は取消請求書は、出願人、出願人を拘束する法的権原を有する者(たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員)又は本章 § 11.14 に基づいて業務を行う資格を有する実務家によって署名されなければならない。

商標規則. § 2.193 (e) (8) 国内代理人の指定及び取消。

国内代理人の指定書及び取消状は、出願人若しくは登録人、出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者(たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員)又は本章 § 11.14 に基づいて業務を行う資格を有する実務家によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

国内代理人の指定の奨励。合衆国に定住していない出願人、登録人又はUSPTOに対する手続の当事者は、当該標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状を送達することができる国内代理人の名称及び宛先を指定する書類を提出することができる。15 U.S.C. § 1051(e), § 1058(f), § 1059(c), § 1060(b)及び§ 1141h(d)。USPTOは、合衆国に居住していない当事者に、国内代理人を指定するよう奨励するが、義務的なものではない。出願人、登録人又は当事者が国内代理人を指定しない場合において、USPTOは、指定を要求しないものとする。

自然人又は法人の何れでも差支えない。国内代理人として指定される者は、15 U.S.C. § 1127 に定義される自然人又は法人の何れでも差支えない。

委任状と同一ではない。国内代理人の指定書は、委任状と同一ではない。指定は、異なる目的、すなわち連絡先及び令状の送達宛先の提供に資する。単なる国内代理人の指定書は、指定された者にUSPTOに対して業務を行うこと(たとえば、出願を作成若しくは遂行すること又はUSPTOに対する手続において当事者を代理すること)を認めるものではない。商標規則 § 2.24(a)(3)及び§ 11.5(b)(2)。同様に、委任状は、国内代理人の指定書としての役目を果たさない。ただし、委任状において、当該弁護士は、当該標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状の送達先になれる国内代理人でもある旨を明確に陳述している場合はこの限りでない。

要件。国内代理人の指定書には、指定される者の名称及び宛先並びに当該当事者はこの者を当該標章に影響を及ぼす通知又は令状の送達先となり得る国内代理人として指定する意図を

有する旨の明確な陳述を含めなければならない。商標規則 § 2.24(a)(1)。

署名。 指定は、書面によらなければならない。国内代理人の指定が当初の出願に記載されている場合は、出願人の代理として出願に署名する権限を適正に与えられた者が指定書に署名して差支えない。出願に署名する権原を適正に与えられた者とは、次の何れかの者をいう。

(1) 出願人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）

(2) 事実についての直接の知識及び出願人又は当事者の代理人として行動する現実の又は黙示の権原を有する者

(3) 商標規則 § 11.1に定義される弁護士であって、出願人又は当事者から書面若しくは口頭による現実の委任状又は黙示的委任状を得ているもの

商標規則 § 2.193(e)(1)から § 2.193(e)(1)(iii) ; TMEP § 804.04。

当初の出願とは別個に提出された指定書は、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）又は有資格実務家によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人であって、有資格実務家を代理人としていないもの場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.24(b)及び § 2.193(e)(8)。

存続期間。 国内代理人の選任は、新たな国内代理人の選任により明確に取り消され又は置き換えられない限り、効力を維持する。

取消。 出願人又は登録人は、国内代理人の指定を取り消すことができる。取消状は、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されなければならない。有資格実務家によって代理されていない共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.24(b)及び § 2.193(e)(8)。

辞任。 国内代理人は、個人の国内代理人によって署名された書類により又は法人の国内代理人を拘束する法的権原を有する者によって署名された書類により辞任することができる。

様式。 処理を迅速にするために、USPTOは、国内代理人の指定書及び取消状を <http://www.uspto.gov> で、TEASを通じて提出することを勧める。

合衆国に定住していない当事者との通信に関してTMEP § 609.04参照。

611 合衆国特許商標庁に提出される通信の署名

611.01 署名及び証明書

611.01(a) 証明書としての署名

商標規則 § 2.193(f) 証明書としての署名

ある者（有資格実務家であるか又は非有資格実務家であるかに拘らない）による何れかの書類の庁への提示（署名によると、提出によると、付託によると又は後の保証によるとを問わない）は、本章 § 11.18(b)に基づく証明となる。本章 § 11.18(b)の違反は、出願又は登録の有効性を危うくする可能性があり、かつ、本章 § 11.18(c)に基づく制裁が課される結果となる可能性がある。本章 § 11.18(b)に違反する何れの有資格実務家も、懲戒処分の対象となる可能性がある。本章 § 10.23(c)(15) [旧規則]及び § 11.18(d)参照。

商標規則 § 11.18 庁に提出される通信に係る署名及び証明書。

(a) 出願人又は当事者によって署名されなければならない通信を除き、特許、商標及びその他の非特許事項に関して庁に提出されるすべての書類並びに懲戒手続において聴聞官に提出されるすべての書類に関し、有資格実務家によって庁に提出される通信物のそれぞれには、本章 § 1.4(d)(1)、§ 1.4(d)(2)又は § 2.193(a)に従って有資格実務家により自ら署名又は挿入された署名が付されていなければならない。

(b) 何れかの書類を庁又は懲戒手続の聴聞官に提示する（署名によるか、提出によるか、付託によるか又は後の保証によるかを問わない）ことによりかかる書類を提示する当事者は、有資格実務家であるか又は非有資格実務家であるかに拘らず、次のことを証明している。

(1) 当事者自らの知識に基づきそこでなされたすべての陳述は真実であり、情報及び考えに基づいてそこでなされたすべての陳述は真実であると信じられており、かつ、そこでなされたすべての陳述は、庁の管轄下にある何れかの事項に関して重要な事実を承知の上で故意に策略、陰謀若しくは謀計により歪曲し、隠匿し若しくは隠し、又は承知の上で故意に誤った、虚偽の若しくは詐欺的な陳述若しくは申立を行い、又は承知の上で故意に誤った書面若しくは書類をそれが誤った、虚偽の若しくは詐欺的な陳述若しくは記入を含むと知りながら作成し若しくは行う者は誰でも、18 U.S.C.1001及びその他の適用刑事法規に記載されている罰則の対象となり、かつ、本条の規定の違反はその書類の証拠価値を危うくする虞があることを知っていて行われており、かつ、

(2) 当該事情の下で合理的な調査の後形成された当該当事者の知識、情報及び考えの及ぶ限りで、

(i) その書類は、人を困らせる又は庁に対する手続に無用な遅延若しくは無用な費用増加をもたらす等の不適切な目的で提示されるものではなく、

(ii) その中での他の法的主張は、現行法により又は現行法の拡張、修正若しくは破棄若しくは新法の制定に係るふまじめでない議論により根拠づけられており、

(iii) 申立及びその他の事実に関する主張は証拠に基づく裏付けがあるか又はそのように明示されている場合は更なる調査若しくは発見のための合理的な機会を経て証拠に基づく裏付けを持つ可能性が高く、かつ、

(iv) 事実に関する主張の否定は証拠に基づいて根拠づけられているか又はそのように明示されている場合は合理的に情報若しくは考えの欠如に基づいていること

(c) (b) (2) (i) から (iv) までの何れかの違反行為は、応答に係る通知及び合理的な機会を経た後、USPTO長官により適切と認められた制裁又は処分の対象になり、これには次に掲げるもの組合せを含み得るが、それらに限定されない。

- (1) 違反書類を除去すること
 - (2) 有資格実務家の行為を適切な処分のために登録懲戒室長に付託すること
 - (3) 当事者又は有資格実務家に書類の提出又は論点の提示若しくは主張を禁じること
 - (4) 違反書類に与えられた重要性を変えること、又は
 - (5) 庁における手続を終了すること
- (d) 本条の規定に違反した有資格実務家は、懲戒処分の対象にもなり得る。

611.01(b) 署名に係る要件

署名を必要とするすべての通信には、署名者として指名されている者により永久インクで自ら署名された手書きの署名か又は署名者により自ら記入された 商標規則 § 2.193(c) の要件を満たす「電子署名」の何れかを付さなければならない。USPTOは、すべての通信について、商標規則 § 2.193(c) の要件を満たす署名を受け入れるものとし、署名、ファックス又はTEAS若しくは商標審理審判請求電子制度（「ESTA」）の何れにより提出されたかは問わない。商標規則 § 2.193(a) (2)。電子的に提出される書類の署名に関してTMEP § 611.01(c)参照。

すべての書類は、自ら署名されなければならない。商標規則 § 2.193(a) (1) 及び (c) (1)。他の者（たとえば、弁護士補助職員、弁護士助手、秘書）は、弁護士又はその他の授権された署名者の名称を署名してはならない。Dermahose Inc. 事件, 82 USPQ2d 1793 (TTAB 2007) ; Cowan 事件, 18 USPQ2d 1407 (Comm'r Pats) 参照。

書類に署名する者の名称を署名のすぐ下に又は隣接して印刷字体又はタイプ字体で記載し又はファイルの他の場所（たとえば、添状又はファイルに付随するその他の書類）で表示しなければならない。商標規則 § 2.193(d)。書類に署名者の名称が記載されていない場合は、USPTOは、そのことを記録のために記述するよう要求することがある。この情報は、記録のファイル注記により記入することができる。

書類は、適正な当事者により署名されなければならない。

部の手続において提出される書類の署名に関してTBMP § 106.02を及び部の手続における提出物の様式に関してTBMP § 106.03を参照のこと。

611.01(c) 電子的に提出される書類の署名

商標規則 § 2.193 商標に係る通信及び署名の要件。(抜粋)

(c) 電子署名に係る要件。書類に電子的に署名する者は、次のことを行わなければならない。

(1) 電子提出物の署名欄に、2個のフォーワードスラッシュ（「/」）の記号で挟んだ、当該者が署名として採用した文字、数字、スペース及び／又は句読点の組合せを自ら記入すること、又は

(2) 長官が定めるその他の電子署名様式を用いて真実宣言された陳述書に署名すること

(d) 署名者は明示されなければならない。商標に係る出願、登録又は商標審査審判部の下の手続に関連する書類に署名する者の名称を署名のすぐ下に又は隣接して印刷字体又はタイプ字体で記載し又はファイルの他の場所（たとえば、添状又はファイルに付随するその他の書類）で表示しなければならない。

商標に係る出願，登録又は商標審査審判部の下の手続に関連してTEAS又はESTTAにより提出される書類においては，書類類を提出する当事者は，伝統的な署名は用いない。その代り，提出者は次のことの 1 を行う。

(1) 提出者が，2個のフォーワードスラッシュ（「/」）の記号で挟んだ，提出者が署名として採用した文字，数字，スペース及び／又は句読点の組合せを記入する。商標規則 § 2. 193(c)。受け入れ可能な署名の例として， /john doe/， /dr1/ 及び /544-4925/ が含まれる。署名者の名称を署名の下に記載しなければならない。商標規則 § 2. 193(d)；

(2) 書類がテキスト形式によりオンラインで書き込まれ，署名者に郵送又はファックスされる。署名者が，印刷された書類に伝統的なペン書きの方法で署名する。 .jpg 又は .pdf 画像ファイルを作るために署名の部分及び必要な場合は宣言書がスキャンで読み取られ，かつ，電子提出のために当該書類に添付される；又は

(3) 書類がオンラインで完成され，TEASからの電子署名のために署名者に電子メールされる。署名者が書類に署名し，書類は TEASを通じて署名を請求した当事者に自動的に返送される。USPTO はまた，紙面で提出される書類上の(1)の要件を満たす署名を受け入れる。商標規則. § 2. 193(a) (2)。

すべての書類を自ら署名しなければならない。商標規則. § 2. 193(a) (1), (c) (1), § 11. 18(a)。署名者として表示された者は，電子署名の要素を手書きで記入しなければならない。他の者（たとえば，弁護士補助職員，弁護士助手又は秘書）は，有資格実務家又はその他の権原を有する署名者の名称を署名してはならない。

Dermahose Inc. 事件， 82 USPQ2d 1793 (TTAB 2007) ; Cowan 事件， 18 USPQ2d 1407 (Comm'r Pats. 1990) 参照。他人の名称を紙面に署名することがその名称が書かれた者の署名とはされないのと同様，他人の電子署名をタイプしたとしても，その者による有効な署名とはならない。商標審理審判部は，ESTTAを通じた電子送付による電子署名は当該送付のすべての附属物に適合するものと判断している。PPG Indus., Inc. 対 Guardian Indus. Corp. 73 USPQ2d 1926(TTAB2005)。

同部の手続において提出された書類の署名に関して TBMP § 106. 02及び同部の手続における提出物の様式に関して TBMP § 106. 03を参照のこと。

611.02 権原を有する当事者による署名の要件

USPTO に提出されたすべての書類は，適正に署名されなければならない。USPTO職員は，出願人又は登録人が有資格実務家を代理人としているか否かを判断するために出願又は登録記録を吟味しなければならない。かつ，すべての書類が適正に署名されていることを確認しなければならない。出願人又は登録人を代理しての事実の真実宣言は，商標規則 § 2. 193(e) (1) の要件を満たす者により自ら署名されなければならない。TMEP § 611. 03(a)及び § 804. 04参照。その他の書類は，出願人若しくは登録人，法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば，会社幹部又は合名会社の無限責任社員）又は有資格実務家によって自ら署名されなければならない。これには，補正，庁指令に対する応答，商標規則 § 2. 146に基づく長官に対する申請，明示的放棄状，分割請求及び通信宛先変更請求が含まれる。出願人又は登録人が有資格実務家を代理人としている場合は，通常，その有資格実務家が署名しなければならない。商標規則 § 2. 193(e) (2) (i), § 2. 193(e) (5) (i), § 2. 193(e) (9) (i)及び § 11. 18(a)。このことは，内部及び外部の弁護士の双方に該当する。出願人又は登録人が有資

格実務家を代理人としていない場合は、書類は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。有資格実務家を代理人としていない共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.193(e)(2)(ii), § 2.193(e)(5)(ii), § 2.193(e)(9)(ii) 及び § 11.14(e)。特定の書類に署名する適正な者に関する指針について TMEP § 611.03 から § 611.03(i) まで、様々な種類の法人組織を拘束する法的権原を有する者に関する指針について TMEP § 611.06 から § 611.06(h) まで並びに権原を有する当事者及び権原を有さない可能性がある当事者の例について TMEP § 611.04 を参照のこと。

611.02(a) TEAS のチェック印欄

一部の TEAS 様式において、応答に署名する者は、自己が次の何れかの者に該当することを表示する3つのボタンの1をクリックして自己が当該書類に署名する権原を有することを確認しなければならない。(1) 当該事項に関してかつて代理されたことがないか又は以前有資格実務家によって代理されていたがその者が辞任したか若しくはその者の委任状が取り消された、代理人がいない出願人又は登録人であること、(2) 合衆国のある州の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある構成員である弁護士であること、かつ、出願人又は登録人が以前異なる有資格実務家を代理人としていた場合は、先の委任状は取り消されているか又は先に選任されていた有資格実務家は辞任していること、(3) OEDによって承認されているカナダ人弁護士又は代理人であること、かつ、出願人又は登録人が以前異なる有資格実務家を代理人としていた場合は、先の委任状は取り消されているか又は先に選任されていた有資格実務家は辞任していること。USPTOは、記録に矛盾する情報が存在するか又はUSPTOがその他の理由で矛盾する情報を知っている場合を除いて、前記の陳述を受け入れるものとする。

例： 弁護士が外国の宛先を表示し、かつ、自己が合衆国のある州の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある構成員であることを表示する欄にチェック印を付した場合は、USPTOは、規則に矛盾する情報が存在しない限り、その陳述を受け入れるものとする。

例： 弁護士が、出願人が以前代理人を設けていなかった旨又は出願人が以前他の弁護士を代理人としておりその後当該他の弁護士が辞任したか若しくはその弁護士の委任状が取り消された旨を表示したが、事実は委任状が取り消されていない記録上の他の弁護士が存在する場合は、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名する権原を調査しなければならない。

例： 署名者が自己を「弁護士」として表示するが、自己が合衆国のある州の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある構成員であることを確認する欄にチェック印を付さない場合は、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名する権原を調査するものとする。

例： 署名者が、自己は法人の出願人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）であることを表示する欄にチェック印を付するが、USPTOが通常受け入れない役職（たとえば、会計士、弁護士補助職員又は商標管理人）を記載した場合は、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名する権原を調査するものとする。

例： 合衆国の弁護士が「優良な状態にある弁護士」の欄にチェック印を付する代わりに、他の欄の1(すなわち、出願人が弁護士を代理人としていないこと又は弁護士がカナダ人出願人を代理する、権原を有するカナダ人であることを表示するもの) にチェック印を付した場合

は、署名権原の問題が発生し、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名権原を調査するものとする。

例外：署名者が、自己はOEDによって承認を受けたカナダ人弁護士又は代理人であることを表示する場合は、USPTO 職員は、なお、この情報を検証するためにOED一覧を点検してしなければならない。カナダ人弁護士及び代理人についての更なる情報に関して TMEP § 602.03(a) 参照。署名者の署名権原について問題が存在する場合の不完全な応答の通知の発出に関して TMEP § 611.05(a)及び § 712.03参照。

611.03 署名するのに適正な者

本条は、様々な書類に署名するのに適正な者についての指針を規定する。法律に別段の定めがない限り、次の指針に従わなければならない。

611.03(a) 真実宣言

真実宣言は、出願若しくは登録の所有者又は所有者の代理として事実の真実宣言を行う権原を適正に与えられた者によって署名された宣言書により誓約され又は裏付けられなければならない。所有者を代理して事実の真実宣言をする権原を適正に与えられた者は、次の何れかに該当しなければならない。

- ・所有者を拘束する法的権原を有する者
- ・事実についての直接の知識及び所有者を代理して行動するための現実の又は黙示的な権原を有する者
- ・所有者からの現実の書面による若しくは口頭による委任状又は黙示的な委任状を有する有資格実務家

商標規則 § 2.193(e) (1)から § 2.193(e) (1) (iii) まで参照。庁は、通常、署名者の署名権原について記録上矛盾が存在しない限り、宣誓供述書又は事実を確認する宣言書に署名する者の権原を問題にすることはない。TMEP § 804.04参照。商標規則 § 2.193(e) (1)における「所有者を代理して権原を適正に与えられた者」との大まかな定義は、商標登録出願、商標法第8条又は第71条に基づく宣誓供述書、商標規則 § 2.76に基づく使用を主張するための補正、商標規則 § 2.88に基づく使用供述書及び代替見本又は獲得識別性の主張を裏付ける宣言書等の事実についての真実宣言にのみ適用される。これは、委任状、委任状取消状、庁の指令に対する応答、出願の補正、明示的放棄状、商標規則 § 2.146に基づく長官に対する申請、利用許諾書又は通信宛先変更には適用されない。たとえば、出願人の「商標管理人」であって、出願において主張されている事実について直接の知識を有するものは、出願の裏付けとなる真実宣言された陳述書に署名することができるが、同人は、出願人を拘束する法的権原を有する（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員である）か又は有資格実務家であるのでない限り、庁指令に対する応答に署名し又は審査官の補正に同意することはできない。

611.03(b) 応答、出願の補正、明示的放棄の請求、最終指令の再検討請求及び分割請求

応答、出願の補正、明示的放棄の請求、最終指令の再検討請求及び分割請求は、次の指針に従い、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されなければならない。

- ・出願人若しくは登録人が有資格実務家を代理人としている場合は、所有者が当該通信に署

名することを要求されている場合を除き、有資格実務家が署名しなければならず、又は

- ・ 出願人若しくは登録人が有資格実務家を代理人としていない場合は、個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。有資格実務家を代理人としていない共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

商標規則 § 2.62(b), § 2.68(a), § 2.74(b), § 2.87(f), § 2.163(b), § 2.171(b)(1), § 2.184(b)(2), § 2.193(e)(2)から § 2.193(e)(2)(ii)まで, § 11.14(e)及び § 11.18(a) 参照。

審査官の通知書に対する応答に署名することができる者についての更なる指針に関して TMEP § 712.01参照。

611.03(c) 委任状及び委任状取消状

委任状及び委任状取消状は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.17(c)(2), § 2.19(a)(1)及び § 2.193(e)(3)。一旦出願人又は登録人が有資格実務家を指定したときは、指名された有資格実務家は、出願又は登録を遂行する権原を有する追加の者として他の有資格実務家を選任する副委任状に署名することができる。商標規則 § 2.17(c)(2)。TMEP § 605.01, § 605.03及び § 606 参照。

611.03(d) 回復の申請

商標規則 § 2.66に基づく回復の申請は、故意でない遅延に関する事実についての直接の知識を有する者によって署名されなければならない。商標規則 § 2.66(b)(2), § 2.66(c)(2)及び § 2.193(e)(4) ; TMEP § 1714.01(e)。申請に添付される庁の通知書に対する応答は、出願人が権原を有する有資格実務家を代理人としていない場合は、有資格実務家によって又は個人の出願人、若しくは法人の出願人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない（TMEP § 611.03(b)参照）。

611.03(e) 長官に対する申請

37 C.F.R. § 2.146 に基づく長官に対する申請は、次の指針に従い、申請人、申請人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されなければならない。

- ・ 申請者が有資格実務家を代理人としている場合は、有資格実務家が署名しなければならず、又は
- ・ 申請人が有資格実務家を代理人としていない場合は、個人の出願人若しくは法人の出願人を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。共同申請人の場合は、全員が署名しなければならない。

37 C.F.R. § 2.146(c), § 2.193(e)(5) から § 2.193(e)(5)(ii) まで, § 11.14(e) 及び § 11.18(a) ; TMEP § 1705.07。

611.03(f) 補正, 訂正又は登録の権利放棄

登録又は登録の権利放棄の訂正又は補正請求は、個人の出願所有者、法人の出願所有者を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されなければならない。有資格実務家

を代理人としていない共同所有者の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.171(a), § 2.173(b)(2), § 2.175(b)(2)及び§ 2.193(e)(6)。

611.03(g) 更新出願

更新出願は、登録人又は登録人の代理人によって署名されなければならない。商標規則 § 2.183(a)及び§ 2.193(e)(7)。更新出願の提出及び作成に関してTMEP § 1606.06及び§ 1606.07参照。

611.03(h) 国内代理人の指定及び取消

指定。出願人又は登録人は、次の何れかにより国内代理人を指定することができる。

- ・最初の登録出願書類に国内代理人の名称及び宛先を記載すること
- ・国内代理人の名称及び宛先を記載した別個の指定書であって、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されたものを提出すること。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

商標規則 § 2.24(a)(1)及び§ 2.193(e)(8)。

取消。国内代理人の取消は、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されなければならない。商標規則 § 2.24(b)及び§ 2.193(e)(8)。

合衆国に定住していない当事者による国内代理人の指定に関してTMEP § 610参照。

611.03(i) 出願書類又は登録証中の通信宛先の変更請求

出願書類又は登録証中の通信宛先の変更請求は、次の指針に従い、個人の出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名されなければならない。

- ・出願人若しくは登録人が有資格実務家を代理人としている場合は、有資格実務家が署名しなければならない、又は
- ・出願人若しくは登録人が有資格実務家を代理人としていない場合は、個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。共同出願人又は共同登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

商標規則 § 2.18(b)(2), § 2.193(e)(9)から § 2.193(e)(9)(ii)まで, § 11.14(e)及び§ 11.18(a); TMEP § 609.02(b)。

611.04 権原を有する及び権原を有さない可能性がある署名者の例

応答, 商標規則 § 2.146に基づく長官に対する申請, 補正, 明示的放棄の請求及び出願人若しくは登録人又は出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならないその他の書類に署名する権原を有する及び権原を有さない可能性がある当事者の例の一覧を次に記載する。この一覧は、網羅的なものではない。

権原を有する当事者。次の状況において、署名者は、出願人又は登録人を代理する権原を有するものと推定される：

- ・当該者が、自らを、国内会社の自らが出願人若しくは登録人である幹部（たとえば、「社

長」，「副社長」，「財務部長」，「秘書役」）として又は他の種類の企業体の同等のもの（たとえば，パートナーシップの「パートナー」，有限責任会社の「メンバー」又は「プリンシパル」）として表示すること

- ・以前自らが出願人又は登録人である者のために署名した者が，自らを，合衆国のある州の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある弁護士であって，外国で業務を行っているもの（たとえば，メアリ・スミス，ニューヨーク州弁護士団メンバー，バハマ諸島ナッソーに事務所）と表示すること

- ・外国会社のために署名する者が，自らを，「総合弁護士」又は「社内弁護士」兼「会社幹部」又は他の会社幹部の職（たとえば，「秘書役」，「財務部長」又は「副社長」）として表示すること

- ・以前自らが出願人又は登録人であった者のために署名する者が，自らを，合衆国の法律事務所の弁護士として又は合衆国の出願人の「総合弁護士」又は「社内弁護士」として表示すること

- ・署名する者が，記録上の現在の弁護士と同じ合衆国を本拠とする事務所に所属する異なる弁護士であること

- ・カナダ人出願人又は登録人の代理として署名する者が，OEDがカナダに所在する当事者を代理する資格を有するとして承認したカナダ人商標弁護士又は代理人であること（TMEP § 602.03(a)参照）

- ・署名する者が，自らを，自らが企業出願人であるものの「幹部」として表示すること

権原を有さない可能性がある当事者。次の状況において，署名者は，出願人又は登録人を代理する権原を有しないと推定される：

- ・署名する者が，役職又は地位を何ら示さないこと（たとえば，出願者は合衆国の個人である国民ジャック・スミスであり，メアリ・ジョーンズが応答に署名する；又は出願人はABC社であり，社長のビル・ミラーが原出願に署名するが，名簿に記載された役職若しくは地位を有さないデーヴ・ウィルソンが応答に署名する）

- ・署名する者が，外国人弁護士（たとえば，外国組織体の「事務弁護士」又は「法廷弁護士」）であると思われるか又は合衆国内の法律事務所の外国人法律顧問であること

- ・署名する者が，自らを，他の資格（たとえば，会計士，弁護士補助職員，商標管理人，業務管理者，個人助手又は弁護士秘書）で出願人又は登録人を代理する非弁護士として表示すること

- ・署名する者が外国事務所の宛先を提示すること

- ・外国組織体に所有される出願又は登録に関して署名する者が，自らを，「出願人の弁護士」，「弁護士」又は類似の用語で表示するが，宛先若しくは事務所を明示せず又は他の方法で自己が合衆国のある州（コロンビア特別区及び合衆国のコモンウェルス又は準州を含む）の最高の裁判所の弁護士団で優良な状態にある構成員であることを表示もしないこと

- ・署名する者が，自己を，「代理人」として表示すること

- ・外国組織体に所有される出願又は登録に関して署名する者が，自らを，「社内弁護士」又は「総合弁護士」として表示し，それを除いては，幹部の地位又は合衆国で若しくは商標規則 § 11.14(a)若しくは(c)によりUSPTOに対して業務を行うための承認を表示しないこと

- ・署名する者が，自らを，出願人又は登録人「の代理人」，「に係る代理人」又は「を代理する」として表示し，それを除いては，説明がないこと

- ・署名する者が、自らを、「権原を有する署名者」として表示するが、それを除いては、署名人の出願人又は登録人との関係の性質を示さないこと
- ・出願人又は登録人が以前有資格実務家を選任したことがある場合において、署名する者が異なる事務所に所属する新しい弁護士であり、かつ、新規の委任状又は先の委任状の取消状が記録上作成されていないこと

611.05 出願人又は出願人の指定弁護士以外の者によって署名された書類の処理

商標出願又は登録に関連して提出された書類を審査するときに、USPTO職員は、すべての書類が適正な当事者によって署名されていることを確認しなければならない。TMEP § 611.02参照。庁指令に対する応答が不適正な当事者によって署名されていると考えられるときは、USPTO職員は、当該応答を不完全なものとして扱わなければならない。TMEP § 611.05(a)参照。庁指令に対する応答以外の書類（たとえば、庁指令に回答するものではない補正案、商標規則 § 2.146に基づく長官に対する申請又は明示的放棄）が不適正な当事者によって署名されていると考えられるときは、USPTOは、出願人又は登録人に対し、出願人又は登録人が次の何れかのことを行わない場合は当該書類に関して何らの手続も取られない旨を通知するものとする：(1) 署名者の権原を証明すること、(2) 適正に署名された書類を提出すること。部の手続において提出された書類の署名についての情報に関して TBMP § 106.02参照。

611.05(a) 応答に署名する者の権原が不明確なときの不完全応答の通知

審査官の通知書に対する応答が不適正な当事者によって署名されていると考えられる場合は、審査官は、当該応答を不完全応答として扱い、かつ、商標規則 § 2.65(a)(2)に従って応答を完全なものにするために、出願人に30日又は先のお知らせに記載されている応答期間の末日までの何れか長い方を与えなければならない。TMEP § 718.03(b)参照。出願人は、個人の出願人、法人の出願人を拘束する法的権原を有する者（たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員）又は有資格実務家によって署名された応答を提出しなければならない。これと同じ原則及び手順が他のUSPTO職員（たとえば、登録後課）、ITU/区分ユニット、マドリッド処理ユニット又は申請室の職員）によって発出された庁指令に対する応答に適用される。TMEP § 712.03も参照。

611.05(b) 不完全応答の通知に対する回答

応答に署名した者が権原を有する署名人であった場合は、その者は、記録を明確にするために単に電話をするか電子メールのメッセージを送ればよく、USPTO職員は、記録のファイルに適切な注記を施し、先に提出された応答を吟味し、かつ、適切な手続を取るものとする。不完全応答の通知に対する適正な回答においては、署名人の出願人又は登録人との関係の性質を陳述しなければならない。署名人が出願人又は登録人を拘束する法的権原を有する場合は、その者はその旨を陳述しなければならず、かつ、自己の役職又は地位を記載しなければならない。署名人が商標規則 § 11.14(a)に従ってUSPTOに対して業務を行うことができる弁護士である場合は、当該弁護士は、自己を弁護士として表示し、かつ、自己が優良な状態にある構成員である合衆国の州を表示しなければならない。署名人が商標規則 § 11.14(b)又は(c)の要件を満たす場合は、その者は、これらの要件を自己が如何にして満たすかを説明しなければならない。たとえば、商標事件に関してUSPTOに対して業務を行なうことをOEDによ

って承認されたカナダ人弁護士又は代理人 (TMEP § 602.03(a)参照) は、単に、自己は § 11.14 (c)及び(f) に基づくカナダ人実務家としてOEDによる承認を受けた旨を陳述すればよい。係属中の出願において、応答に署名した者が権原を有する署名人でなく、かつ、不適正に署名された応答中のすべての補正案を審査官の補正により正すことができる場合は、当該個人の出願人又は法人の出願人を拘束する法的権原を有する者 (たとえば、会社幹部又は合名会社の無限責任社員) は、かかる補正を認めるよう審査官に電話することができる。そうでない場合、応答に署名した者が権原を有する署名人でない場合は、出願人は、個人の出願人、法人の出願人を拘束する法的権原を有する者又は有資格実務家によって署名された応答を提出しなければならない。庁指定に対する応答に署名する適正な当事者に関して TMEP § 611.03(b), § 611.06から § 611.06(h)まで及び § 712.01を参照のこと。弁護士の変更に関して TMEP § 604.03参照。

611.05(c) 不十分な応答又は応答の不履行

係属中の出願。係属中の出願において、不完全応答の通知に対し不十分な応答を受領するか又は何らの応答も受領しなかった場合は、USPTOは、出願を不完全応答の故に放棄するものとする。応答の完全な不履行の故に放棄された出願を保留するための手順に関して TMEP § 718.03(a)参照。

登録後。 § 8若しくは § 71に基づく使用若しくは免責される不使用の宣誓供述書又は § 9の更新出願に関連して発出された不完全応答の通知に対して不適切な応答がされたか又は何らの応答もされなかった場合は、USPTOは、登録人に対し、当該の宣誓供述書又は更新出願が依然として受理不可能である旨及び登録はそのうちに取り消される旨を通知するものとする。 § 7の請求の場合は、USPTOは、補正又は訂正請求は放棄された旨を登録人に通知するものとする。

611.06 一定の法人組織体を拘束する法的権原を有する者に関する指針

611.06 (a) 共有者

共有者は個人の当事者であり、単一の組織体ではない。書類が共有者を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、当該書類は、所有者全員によって署名されなければならない。商標規則 § 2.17(c)(2), § 2.19(a)(1), § 2.193(e)(2)(ii), § 2.193(e)(3), § 2.193(e)(5)(ii), § 2.193(e)(6), § 2.193(e)(8)及び § 2.193(e)(9)(ii)参照。

611.06(b) パートナーシップによる署名

書類がパートナーシップを拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、無限責任パートナーのある者が署名しなければならない。無限責任パートナー全員による署名は不要である。パートナーシップが法人組織である無限責任パートナーによって構成される (たとえば、無限責任パートナーが会社である) 場合は、その種類の法人組織を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。適切な場合において、当該書類に署名する者は当該パートナーシップを拘束する法的権原を有する旨を表示する説明又は資料が記録に含まれるときは、パートナーシップによって提出される書類は無限責任パートナー以外の幹部職員が署名することができる。

611.06(c) 合弁事業による署名

書類が、合弁事業を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、当該事業の各当事者が署名しなければならない。合弁事業はパートナーシップの属性を多く有するが、これは特別のパートナーシップであり、内容及び範囲がきわめて限定されている。一般に、合弁事業の各当事者による署名が必要である。適切な場合において、出願人又は登録人が、署名した者は関係州法に基づいて合弁事業を拘束する法的権原を有する旨を陳述するときは、当該合弁事業により提出される書類は、各合弁事業者ではなく、総支配人又はその他の幹部職員が署名することができる。

611.06(d) 株式会社による署名

書類が、株式会社を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、会社幹部が署名しなければならない。幹部とは、定款又は業務規則において制定された職を占める者である。幹部の通常の役職名は、社長、副社長、秘書役、財務部長、最高経営責任者、最高執行責任者及び最高財務責任者である。一部の組織においては、財務部長(Treasurer)は経理部長(Comptroller 又はController)と呼ばれ、これらの用語も受け入れられる。メイン州及びマサチューセッツ州においては、「Clerk」の語は会社の幹部を指す。これらの基本的役職名の変更は、幹部の役職名を含んでいる場合は受け入れられる。販売担当副社長(Vice-President for Sales)、執行副社長(Executive Vice-President)、財務部長補(Assistant Treasurer)、執行秘書役(Executive Secretary)及び管理秘書役(Administrative Secretary)等の役職名は受け入れられる。「会長(Chairman)」又は「取締役会会長(Chairman of the Board of Directors)」の署名も受け入れられるが、個々の取締役(たとえば、取締役会副会長(Chairman of the Board))の署名は受け入れられない。

「Executive Secretary」及び「Administrative Secretary」の用語は、「秘書役」という役員の役職名を含んでいるので受け入れられる。

一部の役職名は、通常、幹部を表示しないので、一般に受け入れられない。たとえば、総支配人又は何れの他の種類のマネージャーも通常単なる従業者であり、幹部ではない。出願人又は登録人が、応答に署名した者は定款又は業務規則に基づいて出願人又は登録人を拘束する権原を与えられている旨を陳述した場合は、USPTOは、署名を受け入れるものとする。

会社は、会社の幹部でない者に署名権原を委任することはできない。Textron, Inc. 事件, 183 USPQ 301 (Comm'r Pats. 1974)。従って、代理行為を授権するとしている書類は、幹部によって署名されている場合であっても、業務規則又は定款に基づいて会社を法的に拘束する権原を有さない者の権限を証明するものとして受け入れられないものとする。

出願人又は登録人が会社である場合は、署名者は当該会社の「幹部」又は「適正に授権された幹部」である旨の陳述は受け入れられる。他方、真実宣言に署名した者は「権原を有する署名者」である旨を陳述することは受け入れられない。

611.06(e) 外国会社による署名

合衆国の法律に基づいて設立された法人組織と外国の法律に基づいて設立されかつ承認された法人組織との間には重要な相違があり、かつ、外国会社の幹部の役職名及び職務はしばしば合衆国の会社の幹部のそれと相違する。会社と同種の外国組織の場合は、USPTOは、当該外

国の法律に基づいて幹部と同等と認められる者の署名を受け入れるものとする。署名人を一種の幹部として示す役職名の表示 ― 「法務幹部(Legal Officer)」又は「広報係幹部(Information Officer)」等 ― も認められる。

外国において、「マネージャー」又は「Director」の役職名を有する者は、通常、幹部又は幹部と同等のものである。「Procurist」の用語は、多くの国で幹部を指すものとして用いられている。イギリスの会社に関しては、「Registrar」及び「Confidential Clerk」の用語は、幹部と同等である。

出願人又は登録人が、応答に署名した者は合衆国の会社の幹部と同等の地位を有する旨陳述する場合は、USPTOは、その署名を受け入れるものとする。単なる、ある者が出願人又は登録人を代理して行動する権原を与えられている旨の陳述は、不十分である。代理行為を認めるとする書類は、たとえ幹部によって署名されていても、幹部と同等でない者の権原を証明するものとして受け入れないものとする。出願人又は登録人は、署名者は、業務規則又は定款に基づいて、出願人又は登録人を法的に拘束する権原を有する旨を陳述しなければならない。

611.06(f) 法人格のない社団による署名

会社ほど正式にはない組織（たとえば、友愛団体、組合、法人格のない社団及び政府機関）に関しては、幹部の役職名は、それほど標準化されていない。これらの組織は、しばしば、会社により慣習的に用いられている用語よりも個性的な用語を役職名に用い、かつ、幹部の地位自体も、会社の場合ほど明確又は正式に規定されていない場合がある。役職名が如何に耳慣れないか又は地位が如何に非公式的に思われるかに拘らず、USPTOは、出願人又は登録人が、記録上で、署名者は当該特定組織の枠内で組織の代理として行動する幹部の権原と同等の権原を有する（すなわち、業務規則又は形成約款に基づいて出願人又は登録人を法的に拘束する権原を有する）旨を陳述する場合は、当該署名を受け入れるものとする。受け入れられた一部の役職名は、管理者(Director)、全国管理者(National Director)、全国統括者(National Commander)、終身会長(Permanent Chairman)、国際スポンサー(International Sponsor)、最高統治者(Supreme Ruler)、ロイヤルインプレサリオ(Royal Impresario)及び運営委員会議長(Chairman of the Steering Committee)である。

611.06(g) 有限責任会社による署名

有限責任会社(「LLC」)は、会社及びパートナーシップ双方の属性を有する。TMEP § 803.03(h)参照。一般に、「マネージャー」、「メンバー」、「プリンシパル」又は「所有者」として表示される署名者は、国内又は外国の有限責任会社の代理として署名する権原を有するものと推定することができる。更に、「社長」又は「最高経営責任者」等、会社幹部タイプの役職名を有する者は、署名することができる。

611.06(h) 有限責任パートナーシップによる署名

有限責任パートナーシップ(「LLP」)は、パートナーシップ及び会社双方の属性を有する。TMEP § 803.03(k)参照。有限責任パートナーシップに関連する様々なパートナーに与えられる権原について法律はある程度異なる。一般に、すべてのパートナーは、通常の業務過程においてパートナーシップを拘束する一般代理権原を有するものと認められている。従って、パートナーとして表示される何れの者も署名することができる。

多くの州は、権限を有するパートナーを具体的に指名し及び／又は一定の個人の権原を制限するパートナーシップ権原陳述書の提出を規定している。LLPの指名されたパートナーでない個人が当該LLPを拘束する権原を有すると認められている場合は、その者は署名することができ、また、当該LLPのパートナーシップ権原陳述書において指定されている個人としての自己の地位を表示しなければならない。